

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 1     | 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日井市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

春日井市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

|                                 |
|---------------------------------|
| I 基本情報                          |
| (別添1) 事務の内容                     |
| II 特定個人情報ファイルの概要                |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目            |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策                    |
| V 開示請求、問合せ                      |
| VI 評価実施手続                       |
| (別添3) 変更箇所                      |

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|        |  |
|--------|--|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳に関する事務   |
| ②事務の内容 | <p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下システムの名称を記載する場合等を除き「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li> <li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li> <li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li> <li>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li> <li>⑪中間サーバへの住民票に関する情報の送付</li> </ul> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対して事務の一部を委任している。</p> <p>このため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> |
| ③対象人数  | <p>[ 30万人以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>5) 30万人以上</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満</p>  |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

|             |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 住民記録システム(=既存住民基本台帳システム)(以下「既存住基システム」という。)  |
| ②システムの機能    | <p>1 住民基本台帳の記載<br/>転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。</p> <p>2 住民基本台帳の記載変更<br/>住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する。</p> <p>3 住民基本台帳の消除処理<br/>転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する。</p> <p>4 住民基本台帳の照会<br/>住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する。</p> <p>5 帳票の発行<br/>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する。</p> <p>6 住民基本台帳の統計<br/>異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する。</p> <p>7 住基ネットとの連携<br/>機関、都道府県、他自治体と住基ネットを通じ連携する。</p> <p>8 戸籍システムへの連携<br/>住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する。</p> <p>9 入管連携端末への連携<br/>住民票の記載等に応じ、入管連携システムへの通知データを作成する。</p> <p>10 コンビニ交付システムへの連携<br/>住民票の記載等に応じ、コンビニ交付システムに対し、住民票の記載事項に関する情報を連携する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 戸籍システム、コンビニ交付システム )</p>   |

| システム2~5     |   |
|-------------|---|
| システム2       |   |
| ①システムの名称    | 住民基本台帳ネットワークシステム  |
| ②システムの機能    | <p>1 本人確認情報の更新<br/>既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を基に市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2 本人確認<br/>特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)<br/>転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4 本人確認情報検索<br/>統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5 機構への情報照会<br/>全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6 本人確認情報整合<br/>本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7 送付先情報通知<br/>個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該送付先情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携<br/>機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |
| システム3       |   |
| ①システムの名称    | 団体内統合宛名システム   |
| ②システムの機能    | <p>1 宛名番号付番<br/>団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人に対して、統合宛名番号を付番する。<br/>各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバに對し返却する。</p> <p>2 宛名情報等管理<br/>団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3 中間サーバ連携<br/>中間サーバ接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p> <p>4 宛名情報等検索機能<br/>個人番号又は統合宛名番号に紐付く宛名情報を表示する。</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input checked="" type="radio"/> その他 ( 中間サーバ )  |

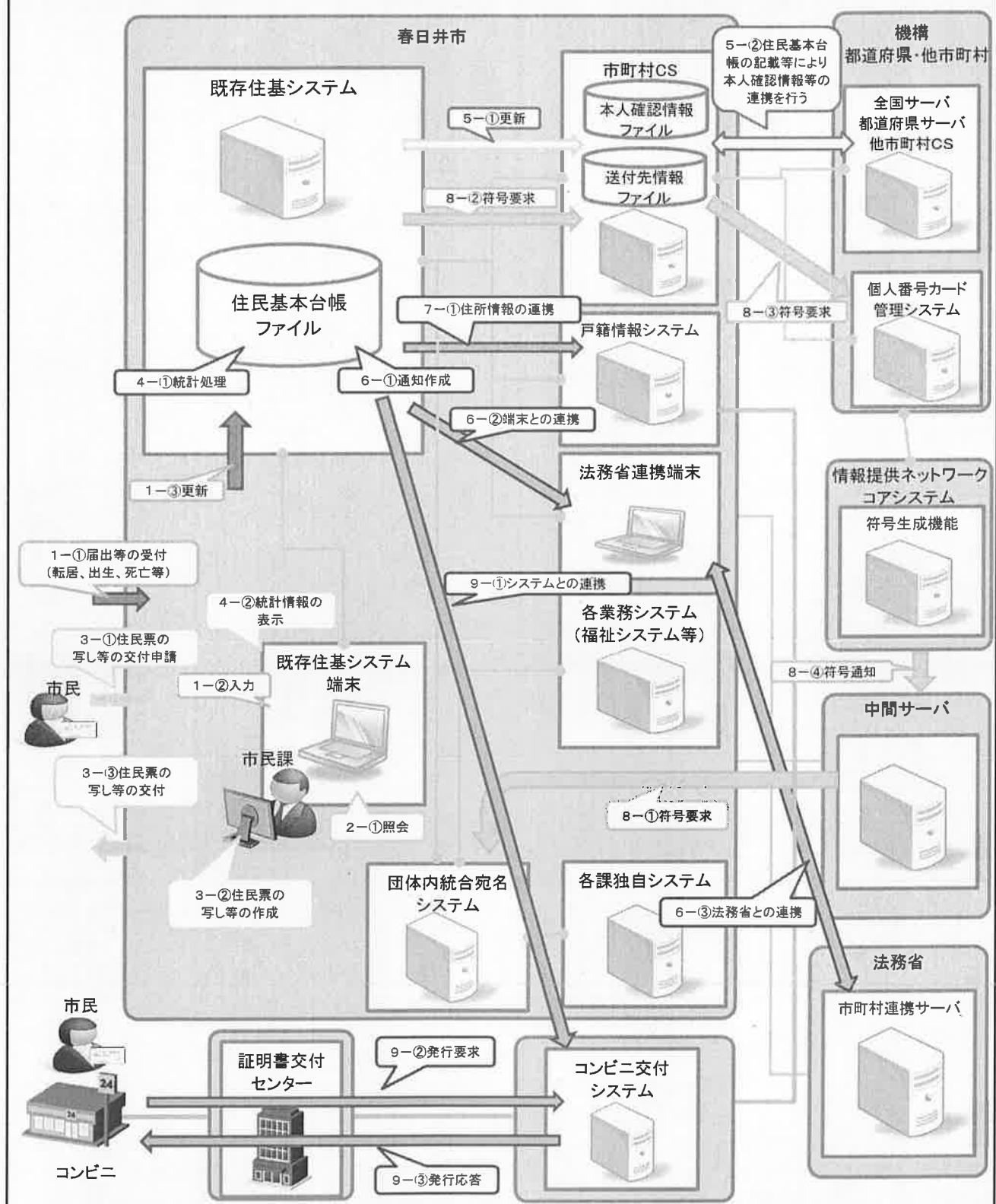
| システム4       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 中間サーバ  |
| ②システムの機能    | <p>1 符号管理<br/>情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため利用する「統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会及び受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム連携<br/>中間サーバと団体内統合宛名システムと既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理<br/>特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理<br/>特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信<br/>中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理<br/>情報連携対象となる特定個人情報の暗号及び復号化や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。<br/>また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理<br/>中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理<br/>パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム<br><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等      [ ] 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| システム5       |  |
| ①システムの名称    | コンビニ交付システム   |
| ②システムの機能    | <p>1 証明書の発行<br/>住民票の写し等の証明書を発行し、証明書交付センターに連携する。</p> <p>2 個人番号カードの利用管理<br/>個人番号カードをコンビニ交付で利用するためのデータを管理する。</p> <p>3 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理<br/>住基ネットから連携される利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を管理する。</p> <p>4 戸籍システムへの連携<br/>利用者証明用電子証明書シリアル番号情報及び宛名情報を連携する。</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム<br><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等      [ ] 税務システム<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 証明書交付センター、戸籍システム )  |

|   |  |
|---|--|
| 3. 特定個人情報ファイル名                                    |  |
| (1) 住民基本台帳ファイル<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>(3) 送付先情報ファイル |  |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由                              |  |
| ①事務実施上の必要性  | <p>1 住民基本台帳ファイル<br/>           (1) 住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等を行うため。<br/>           (2) 番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行うため。</p> <p>2 本人確認情報ファイル<br/>           本人確認情報ファイルは転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また、全国的な本人確認手段として、一つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、次の用途に用いられる。<br/>           ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。<br/>           ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。<br/>           ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。<br/>           ④個人番号カード等を利用した転入手続きをを行う。<br/>           ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。<br/>           ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>3 送付先情報ファイル<br/>           市町村長が個人番号を指定した際は、番号法第7条第1項により通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされているため。<br/>           なお、通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)</p> |
| ②実現が期待されるメリット                                     | <p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。<br/>           また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能になり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>  |
| 5. 個人番号の利用 ※                                      |  |
| 法令上の根拠  | <p>1 番号法<br/>           • 第7条(指定及び通知)<br/>           • 第16条(本人確認の措置)<br/>           • 第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2 住基法<br/>           • 第5条(住民基本台帳の備付け)<br/>           • 第6条(住民基本台帳の作成)<br/>           • 第7条(住民票の記載事項)<br/>           • 第8条(住民票の記載等)<br/>           • 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)<br/>           • 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)<br/>           • 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)<br/>           • 第22条(転入届)<br/>           • 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)<br/>           • 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)<br/>           • 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)<br/>           • 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>   |

| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ |  |
|----------------------------|--|
| ①実施の有無                     | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
|                            | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2<br><br>(別表第2における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる次の項<br>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項  |
| ②法令上の根拠                    |  |
|                            | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)中「住民票関係情報」が含まれる次の条<br>1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2及び59条の3<br><br>(別表第2における情報照会の根拠)<br>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会はおこなわない。) |
| 7. 評価実施機関における担当部署          |  |
| ①部署                        | 春日井市市民生活部市民課   |
| ②所属長の役職名                   | 課長   |
| 8. 他の評価実施機関                |  |
| -                          |  |

(別添1) 事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1 住民基本台帳(住民票)の記載等に関する事務

- 1-① 住民からの転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付ける。
- 1-② 既存住基システム端末に情報を入力する。
- 1-③ 住民基本台帳ファイルを更新する。

2 住民基本台帳の照会

- 2-① 4情報の組み合わせや個人番号等をキーとして、既存住基システム端末から住民基本台帳を検索する。

3 帳票の発行に関する事務

- 3-① 住民から住民票の写し等の交付申請を受け付ける。
- 3-② 既存住基システム端末を操作し、該当する証明書を作成・発行する。
- 3-③ 発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する。

4 住民基本台帳の統計

- 4-① 既存住基システムにて各種統計処理を行う。
  - 4-② 既存住基システム端末で該当する統計情報を表示する。
- ※特定個人情報は取り扱わない。

5 住基ネットとの連携

- 5-① 本人確認情報等に変更があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルを更新する。
- 5-② 更新されたファイルを都道府県サーバ(愛知県)に通知し、都道府県サーバを経由して全国サーバ(機構)、都道府県サーバ(他県)、市町村CS(他市町村)へと連携する。

※ 住基ネットとは、各市町村CSと各都道府県サーバ、全国サーバと各都道府県サーバが相互に繋がったネットワークを指す。

6 法務省への通知事項の作成 ※特定個人情報は取り扱わない。

- 6-① 既存住基システムにて外国人住民に係る住民票記載情報の通知情報を作成する。
- 6-② 作成した通知情報を法務省連携端末に連携する。
- 6-③ 作成した通知情報を法務省連携端末を介して法務省と連携する。

7 戸籍情報システムとの連携 ※特定個人情報は取り扱わない。

- 7-① 春日井市内に本籍地を定めている住民の住所情報を連携する。

8 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務

- 8-① 中間サーバから生成された処理番号と個人番号のペア情報を団体内統合宛名システムを経由して送信する。
- 8-② 市町村CSに対し、情報提供用個人番号識別符号の取得要求を行う。
- 8-③ 機構に対し、情報提供用個人番号識別符号の取得要求を行い、情報提供ネットワークコアシステム内で情報提供用個人番号識別符号を生成する。
- 8-④ 中間サーバに対し、情報提供用個人識別符号を通知する。

9 コンビニ交付システムとの連携 ※特定個人情報は取り扱わない。

- 9-① 既存住基システムから証明書発行に必要な情報を連携する。
- 9-② 市民が個人番号カードをキオスク端末にセットし、証明書発行要求を行う。当該要求は機構の証明書交付センターを通して、本市のコンビニ交付システムへ送信される。
- 9-③ コンビニ交付システムで証明書PDFを作成し、証明書交付センターを通じてキオスク端末へ送信する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |  |
| (1) 住民基本台帳ファイル |   |  |
| 2. 基本情報        |   |  |
| ①ファイルの種類 ※     | [ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]  | <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき春日井市の住民基本台帳に記録されている住民及び住民基本台帳に記載されていたが、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された住民   |  |
| ④記録される項目       | [ <input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満 ]  | <選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上                        |
| 主な記録項目 ※       | ・識別情報<br>[ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="radio"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)  |  |
|                | ・連絡先等情報<br>[ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)  |  |
|                | [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報  |  |
|                | ・業務関係情報<br>[ <input type="radio"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報   |  |
|                | [ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="radio"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="radio"/> ] 障害者福祉関係情報   |  |
|                | [ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  |  |
|                | [ <input type="radio"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報 [ <input type="radio"/> ] 学校・教育関係情報  |  |
| その妥当性          | [ <input type="radio"/> ] 災害関係情報<br>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 戸籍に関する情報、印鑑登録情報 )   |  |
|                | 1 個人番号、4情報、その他住民票関係情報、業務関係情報<br>住民票の記載項目として、住基法第7条各号の規定により保有する必要がある。<br>2 個人番号対応符号<br>情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行うに当たり、住民情報システムを通じて符号を取得する必要がある。<br>3 その他識別情報<br>個人を正確に識別するため、保有する必要がある。 |  |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |  |
| ⑤保有開始日         | 平成27年7月25日  |  |
| ⑥事務担当部署        | 市民生活部市民課  |  |

### 3. 特定個人情報の入手・使用

|                  |   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|------------------|---|---|------------------|----------|---------------|--|----------------|-----------------|--|-------------------|
| (1)入手元           | [○]本人又は本人の代理人   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | [○]評価実施機関内の他部署  | ( 保険医療年金課、子ども政策課、介護・高齢福祉課 )   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | [○]行政機関・独立行政法人等   | ( 機構 )  |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | [○]地方公共団体・地方独立行政法人  | ( 他市町村 )  |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | [ ]民間事業者  | ( )   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (2)入手方法          | [○]紙  | [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | [ ]電子メール  | [ ]専用線 [○]府内連携システム  |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | [ ]情報提供ネットワークシステム   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | [○]その他  | ( 住基ネット )   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (3)入手の時期・頻度      | 転入等の住民異動届及び出生、国籍取得等の戸籍の届出や市町村等からの各種通知を受けた都度に入手する。   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (4)入手に係る妥当性      | 住基法の定めにより入手及び保有する必要がある。   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (5)本人への明示        | 住基法第7条(住民票の記載事項)において明示されている。  |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (6)使用目的          | 住基法に基づき住民の居所関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とともに、住民に関する記録の適正な管理を図り、もって住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための事務を行う。   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| 変更の妥当性           | -   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (7)使用の主体         | 使用部署  | 市民課、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、坂下公民館及びグリーンパレス春日井   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | 使用者数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | [ 100人以上500人未満 ] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 |  | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 |  | 5) 500人以上1,000人未満 |
| [ 100人以上500人未満 ] | 1) 10人未満  | 2) 10人以上50人未満   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | 3) 50人以上100人未満  | 4) 100人以上500人未満   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                  | 5) 500人以上1,000人未満   | 6) 1,000人以上   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (8)使用方法          | <p>1 住民基本台帳の記載<br/>住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成する。</p> <p>2 住民基本台帳の記載事項変更<br/>住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更する。</p> <p>3 住民基本台帳の消除<br/>住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除する。</p> <p>4 住民基本台帳の照会<br/>住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会する。</p> <p>5 住民票の写し等の発行<br/>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する。</p> <p>6 住基ネットとの情報連携<br/>住基ネットを通じて、住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携する。</p> <p>7 庁内連携<br/>住民に関する市町村の事務処理の基礎データとして利用する。</p> |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| 情報の突合            | 住民異動届の際に入手する場合に、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。<br>機関で新たに個人番号が生成された場合に、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。<br>他部署から受け取った情報について、4情報で突合を行う。  |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| 情報の統計分析          | 人口統計などの統計分析は実施するが、個人番号を利用した統計処理は実施しない。  |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| 権利利益に影響を与える得る決定  | 住民票の職権消除等   |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |
| (9)使用開始日         | 平成27年10月5日  |   |                  |          |               |  |                |                 |  |                   |

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託**

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| 委託の有無 ※                | [ <input type="checkbox"/> 委託する ]<br>( 4 ) 件                              | <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない   |
| <b>委託事項1</b>           | 窓口業務委託  |   |
| ①委託内容                  | 既存住基システムへの入力作業・各種証明書の発行   |   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ]                                | <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |
| 対象となる本人の数              | [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]                                | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| 対象となる本人の範囲 ※           | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |   |
| その妥当性                  | 事務及び人的コストの合理化のために窓口業務を委託しており、当該委託業務の実施のためには、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。      |   |
| ③委託先における取扱者数           | [ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]                                   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上                                   |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ <input type="checkbox"/> 専用線 ]<br>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] | [ <input type="checkbox"/> 電子メール ]<br>[ <input type="checkbox"/> 紙<br>[ <input checked="" type="radio"/> ○ ] その他 ( 市民課において、直接既存住基システムを操作する。 ) |
| ⑤委託先名の確認方法             | 入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。   |   |
| ⑥委託先名                  | パーソルテンプスタッフ株式会社   |   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※   | [ <input type="checkbox"/> 再委託しない ]<選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   |   |
|                        | ⑨再委託事項  |   |

| 委託事項2~5                |   |  |
|------------------------|---|--|
| 委託事項2                  | 既存住基システム、団体内統合宛名システム(以下「既存住基システム等」という。)の運用保守委託  |  |
| ①委託内容                  | 既存住基システム等の運用保守  |  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]      1) 特定個人情報ファイルの全体<br/>    2) 特定個人情報ファイルの一部</p>   |  |
| 対象となる本人の数              | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>    2) 1万人以上10万人未満<br/>    3) 10万人以上100万人未満<br/>    4) 100万人以上1,000万人未満<br/>    5) 1,000万人以上</p> |  |
| 対象となる本人の範囲             | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| その妥当性                  | 既存住基システムは、住民基本台帳システムの全てを保持しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。   |  |
| ③委託先における取扱者数           | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]      1) 10人未満      2) 10人以上50人未満<br/>    3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満<br/>    5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上</p>   |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <p>[ ] 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/> [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙<br/> <input checked="" type="radio"/> その他 (市役所及び社内リモートでシステムを操作する。)</p>   |  |
| ⑤委託先名の確認方法             | 入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。   |  |
| ⑥委託先名                  | トーテックアメニティ株式会社  |  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※   | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]      1) 再委託する      2) 再委託しない</p> |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   |  |
|                        | ⑨再委託事項  |  |

|   |                                       |  |   |       |  |  |   |  |  |  |
|---|---------------------------------------|--|---|-------|--|--|---|--|--|--|
| 委託事項3   |                                       | コンビニ交付システム(住基・印鑑)の運用保守委託   |   |       |  |  |   |  |  |  |
| ①委託内容   |                                       | コンビニ交付システム(住基・印鑑)の運用保守   |   |       |  |  |   |  |  |  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲  |                                       | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体<br/>2) 特定個人情報ファイルの一部</p>  |   |       |  |  |   |  |  |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[ 10万人以上100万人未満 ]</td> <td style="padding: 5px;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</td> </tr> </table> |                                       | 対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢> |  |  | 1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |  |  |  |
| 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ]                     | <選択肢>  |   |       |  |  |   |  |  |  |
|   |                                       | 1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |   |       |  |  |   |  |  |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">本市に住民登録があり、個人番号カードを保有している者及び当該者の同一世帯員</td> </tr> </table>   |                                       | 対象となる本人の範囲 ※   | 本市に住民登録があり、個人番号カードを保有している者及び当該者の同一世帯員                                   |       |  |  |   |  |  |  |
| 対象となる本人の範囲 ※  | 本市に住民登録があり、個人番号カードを保有している者及び当該者の同一世帯員 |  |   |       |  |  |   |  |  |  |
| その妥当性   |                                       | コンビニ交付システムは、住民基本台帳システム内の特定個人情報を保持しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイルの一部を利用する必要がある。   |   |       |  |  |   |  |  |  |
| ③委託先における取扱者数  |                                       | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満<br/>2) 10人以上50人未満<br/>3) 50人以上100人未満<br/>4) 100人以上500人未満<br/>5) 500人以上1,000人未満<br/>6) 1,000人以上</p> |   |       |  |  |   |  |  |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法   |                                       | <p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 (データセンター内において、直接コンビニ交付システムを操作する。 )</p>  |   |       |  |  |   |  |  |  |
| ⑤委託先名の確認方法  |                                       | 入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。  |   |       |  |  |   |  |  |  |
| ⑥委託先名   |                                       | トーテックアメニティ株式会社   |   |       |  |  |   |  |  |  |
| 再委託   | ⑦再委託の有無 ※                             | [ 再委託する ]  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p> |       |  |  |   |  |  |  |
|   | ⑧再委託の許諾方法                             | 書面にて、委託先から申請を受け、許諾について判断している。  |   |       |  |  |   |  |  |  |
|   | ⑨再委託事項                                | コンビニ交付システム(住基・印鑑)の運用保守   |   |       |  |  |   |  |  |  |

|                        |   |            |  |  |  |
|------------------------|---|------------|--|--|--|
| 委託事項4                  | コンビニ交付システム(戸籍)の運用保守委託   |            |  |  |  |
| ①委託内容                  | コンビニ交付システム(戸籍)の運用保守   |            |  |  |  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]   | <選択肢>      | 1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |  |  |
| 対象となる本人の数              | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢>      | 1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |  |  |
| 対象となる本人の範囲 ※           | 本市に本籍があり個人番号カードを保有している者及び当該者の同一本籍人  |            |  |  |  |
| その妥当性                  | コンビニ交付システムは、住民基本台帳システム内の特定個人情報を保持しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイルの一部を利用する必要がある。                              |            |  |  |  |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ]  | <選択肢>      | 1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |  |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 (自部署において、直接連携サーバを操作する。) |            |  |  |  |
| ⑤委託先名の確認方法             | 入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。   |            |  |  |  |
| ⑥委託先名                  | 株式会社日立システムズ中部支社   |            |  |  |  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※   | [ 再委託しない ] | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |  |  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   |            |  |  |  |
|                        | ⑨再委託事項  |            |  |  |  |

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 提供・移転の有無           | [ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 56 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 45 ) 件<br>[ <input type="checkbox"/> ] 行っていない   |  |
| 提供先1               | 厚生労働大臣  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の1の項、別表第2主務省令第1条   |  |
| ②提供先における用途         | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの  |  |
| ③提供する情報            | 住基法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>   |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |
| <b>提供先2~5</b>      |   |  |
| 提供先2               | 全国健康保険協会  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の2の項、別表第2主務省令第2条   |  |
| ②提供先における用途         | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの   |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>   |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先3</b>        | 健康保険組合   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の3の項、別表第2主務省令第3条  |
| ②提供先における用途         | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>                                     |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先4</b>        | 厚生労働大臣   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の4の項、別表第2主務省令第4条  |
| ②提供先における用途         | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>                                     |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| <b>提供先5</b>        | 全国健康保険協会  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の6の項、別表第2主務省令第6条   |  |
| ②提供先における用途         | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>    |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線<br/>           [      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>           [      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙<br/>           [      ] その他 ( )         </p> |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |
| <b>提供先6~10</b>     |   |  |
| <b>提供先6</b>        | 都道府県知事  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の8の項、別表第2主務省令第7条   |  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>    |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線<br/>           [      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>           [      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙<br/>           [      ] その他 ( )         </p> |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先7</b>        | 都道府県知事   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の9の項、別表第2主務省令第8条  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先8</b>        | 市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の11の項、別表第2主務省令第10条  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先9</b>        | 都道府県知事又は市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の16の項、別表第2主務省令第12条  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先10</b>       | 市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の18の項、別表第2主務省令第13条  |
| ②提供先における用途         | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

| 提供先11~15           |  |
|--------------------|--|
| 提供先11              | 市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の20の項、別表第2主務省令第14条  |
| ②提供先における用途         | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| 提供先12              | 厚生労働大臣   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の21の項   |
| ②提供先における用途         | 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先13</b>       | 都道府県知事   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の23の項、別表第2主務省令第16条  |
| ②提供先における用途         | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先14</b>       | 市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の27の項、別表第2主務省令第20条  |
| ②提供先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |   |  |  |
|--------------------|---|--|--|
| <b>提供先15</b>       | 社会福祉協議会   |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の30の項  |  |  |
| ②提供先における用途         | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |  |
| <b>提供先16~20</b>    |   |  |  |
| <b>提供先16</b>       | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長  |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の31の項、別表第2主務省令第22条   |  |  |
| ②提供先における用途         | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |  |

|                    |   |  |  |
|--------------------|---|--|--|
| <b>提供先17</b>       | 日本私立学校振興・共済事業団  |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の34の項、別表第2主務省令第22条の3   |  |  |
| ②提供先における用途         | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>  |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |  |
| <b>提供先18</b>       | 厚生労働大臣又は共済組合等   |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の35の項、別表第2主務省令第22条の4   |  |  |
| ②提供先における用途         | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>  |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先19</b>       | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の37の項、別表第2主務省令第23条  |
| ②提供先における用途         | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先20</b>       | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の38の項、別表第2主務省令第24条  |
| ②提供先における用途         | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先1</b>        | 子ども政策課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第4条第2項、別表第2の8の項、別表第2主務省令第7条   |
| ②移転先における用途         | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |
| <b>移転先2~5</b>      |  |
| <b>移転先2</b>        | 子ども政策課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の9の項、別表第2主務省令第8条   |
| ②移転先における用途         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先3</b>        | 子ども政策課、保育課、障がい福祉課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の11の項、別表第2主務省令第10条   |
| ②移転先における用途         | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |
| <b>移転先4</b>        | 健康増進課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の18の項、別表第2主務省令第13条   |
| ②移転先における用途         | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先5</b>        | 障がい福祉課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の20の項、別表第2主務省令第14条  |
| ②移転先における用途         | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |
| <b>移転先6~10</b>     |   |
| <b>移転先6</b>        | 障がい福祉課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の20の項、別表第2主務省令第14条  |
| ②移転先における用途         | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| <b>移転先7</b>        | 市民税課、収納課、資産税課、保険医療年金課   |  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の27の項、別表第2主務省令第20条  |  |
| ②移転先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>  |  |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |  |
| <b>移転先8</b>        | 住宅施設課   |  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の31の項、別表第2主務省令第22条  |  |
| ②移転先における用途         | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>  |  |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先9</b>        | 学校教育課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の38の項、別表第2主務省令第24条  |
| ②移転先における用途         | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ]                [ <input type="checkbox"/> 専用線 ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ]                [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]                [ <input type="checkbox"/> 紙 ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p> |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |
| <b>移転先10</b>       | 保険医療年金課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の42の項、別表第2主務省令第25条  |
| ②移転先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ]                [ <input type="checkbox"/> 専用線 ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ]                [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]                [ <input type="checkbox"/> 紙 ]</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p> |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |

| 移転先11~15           |   |
|--------------------|---|
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の53の項、別表第2主務省令第27条  |
| ②移転先における用途         | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |
| 移転先12              |   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の54の項、別表第2主務省令第28条  |
| ②移転先における用途         | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |

|                    |   |  |  |
|--------------------|---|--|--|
| <b>移転先13</b>       | 子ども政策課  |  |  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の57の項、別表第2主務省令第31条  |  |  |
| ②移転先における用途         | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線<br/>                                               [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>                                               [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙<br/>                                               [ ] その他 ( )</p>   |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |  |  |
| <b>移転先14</b>       | 地域福祉課   |  |  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の61の項、別表第2主務省令第32条  |  |  |
| ②移転先における用途         | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>             2) 1万人以上10万人未満<br/>             3) 10万人以上100万人未満<br/>             4) 100万人以上1,000万人未満<br/>             5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線<br/>                                               [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>                                               [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙<br/>                                               [ ] その他 ( )</p>   |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |  |  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先15</b>       | 地域福祉課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の62の項、別表第2主務省令第33条   |
| ②移転先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |
| <b>移転先16~20</b>    |  |
| <b>移転先16</b>       | 障がい福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の66の項、別表第2主務省令第37条   |
| ②移転先における用途         | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先17</b>       | 障がい福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の67の項、別表第2主務省令第38条   |
| ②移転先における用途         | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>                                     |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |
| <b>移転先18</b>       | 子ども政策課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の70の項、別表第2主務省令第39条   |
| ②移転先における用途         | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>                                     |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先19</b>       | 子ども政策課、人事課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の74の項、別表第2主務省令第40条   |
| ②移転先における用途         | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>                                     |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |
| <b>移転先20</b>       | 保険医療年金課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の80の項、別表第2主務省令第43条   |
| ②移転先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>                                     |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| ①保管場所 ※ |       | <p>1 コンビニ交付システム(戸籍)<br/>春日井市庁舎内の監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置しているサーバ内で特定個人情報を保管している。</p> <p>2 コンビニ交付システム(戸籍)以外のシステム(中間サーバ含む。)<br/>入館及び入室を厳重に管理した部屋に設置してあるサーバ内で特定個人情報を保管している。</p>  |
| ②保管期間   | 期間    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 20年以上 ]</p> <p>1) 1年未満      2) 1年      3) 2年<br/>     4) 3年      5) 4年      6) 5年<br/>     7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上<br/>     10) 定められていない</p>                                    |
|         | その妥当性 | <p>1 住民基本台帳に記載されている限り保管が必要である。<br/>     2 消除された住民票については、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第34条第1項に基づき150年以上保管する。</p>  |
| ③消去方法   |       | <p>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、各システムの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。また、ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去することとしている。<br/>     2 紙媒体については、確実にシュレッダー処理により廃棄することとしている。</p> |
| 7. 備考   |       |   |
| -       |       |   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先21</b>       | 国家公務員共済組合  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の39の項、別表第2主務省令第24条の2  |
| ②提供先における用途         | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先22</b>       | 国家公務員共済組合連合会   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の40の項、別表第2主務省令第24条の3  |
| ②提供先における用途         | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| <b>提供先23</b>       | 市町村長又は国民健康保険組合  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の42の項、別表第2主務省令第25条   |  |
| ②提供先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>   |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |
| <b>提供先24</b>       | 厚生労働大臣  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の48の項、別表第2主務省令第26条の3   |  |
| ②提供先における用途         | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>   |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先25</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の53の項、別表第2主務省令第27条   |
| ②提供先における用途         | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |
| <b>提供先26</b>       | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の54の項、別表第2主務省令第28条   |
| ②提供先における用途         | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先27</b>       | 都道府県知事等  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の57の項、別表第2主務省令第31条  |
| ②提供先における用途         | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先28</b>       | 地方公務員共済組合  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の58の項、別表第2主務省令第31条の2  |
| ②提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| <b>提供先29</b>       | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の59の項、別表第2主務省令第31条の3  |  |
| ②提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |  |
| <b>提供先30</b>       | 市町村長   |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の61の項、別表第2主務省令第32条  |  |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |  |

|                    |  |  |  |
|--------------------|--|--|--|
| <b>提供先31</b>       | 市町村長   |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の62の項、別表第2主務省令第33条  |  |  |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>  |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |  |  |
| <b>提供先32</b>       | 厚生労働大臣又は都道府県知事   |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の66の項、別表第2主務省令第37条  |  |  |
| ②提供先における用途         | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>  |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |  |  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先33</b>       | 都道府県知事等  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の67の項、別表第2主務省令第38条  |
| ②提供先における用途         | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先34</b>       | 市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の70の項、別表第2主務省令第39条  |
| ②提供先における用途         | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |   |  |  |
|--------------------|---|--|--|
| 提供先35              | 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)  |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の74の項、別表第2主務省令第40条   |  |  |
| ②提供先における用途         | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |  |
| 提供先36              | 厚生労働大臣  |  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の77の項、別表第2主務省令第41条   |  |  |
| ②提供先における用途         | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |  |  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |  |  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先37</b>       | 後期高齢者医療広域連合  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の80の項、別表第2主務省令第43条  |
| ②提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先38</b>       | 厚生労働大臣   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の84の項、別表第2主務省令第43条の3  |
| ②提供先における用途         | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                        |  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
|------------------------|--|----------------------|---------|-----------|--------------------------|--------------|-------|------------------------|--|
| <b>提供先39</b>           | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第7号、別表第2の85の2の項、別表第2主務省令第43条の4  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ②提供先における用途             | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ③提供する情報                | 住民票関係情報  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数      | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲     | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ⑥提供方法                  | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ ] 電子メール</td> <td>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ ] フラッシュメモリ</td> <td>[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">[ ○ ] その他 ( 庁内連携システム )</td> </tr> </table> | [ ] 情報提供ネットワークシステム   | [ ] 専用線 | [ ] 電子メール | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | [ ] フラッシュメモリ | [ ] 紙 | [ ○ ] その他 ( 庁内連携システム ) |  |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム     | [ ] 専用線  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| [ ] 電子メール              | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| [ ] フラッシュメモリ           | [ ] 紙  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| [ ○ ] その他 ( 庁内連携システム ) |  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ⑦時期・頻度                 | 照会を受けた都度   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| <b>提供先40</b>           | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第7号、別表第2の89の項   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ②提供先における用途             | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ③提供する情報                | 住民票関係情報  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数      | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲     | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ⑥提供方法                  | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ ] 電子メール</td> <td>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ ] フラッシュメモリ</td> <td>[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">[ ] その他 ( )</td> </tr> </table>          | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 専用線 | [ ] 電子メール | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | [ ] フラッシュメモリ | [ ] 紙 | [ ] その他 ( )            |  |
| [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム   | [ ] 専用線  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| [ ] 電子メール              | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| [ ] フラッシュメモリ           | [ ] 紙  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| [ ] その他 ( )            |  |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |
| ⑦時期・頻度                 | 照会を受けた都度   |                      |         |           |                          |              |       |                        |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先41</b>       | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の91の項、別表第2主務省令第44条の2   |
| ②提供先における用途         | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |
| <b>提供先42</b>       | 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の92の項、別表第2主務省令第45条   |
| ②提供先における用途         | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先43</b>       | 市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の94の項、別表第2主務省令第47条  |
| ②提供先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先44</b>       | 都道府県知事   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の96の項、別表第2主務省令第48条  |
| ②提供先における用途         | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先45</b>       | 厚生労働大臣   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の101の項、別表第2主務省令第49条の2   |
| ②提供先における用途         | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先46</b>       | 農林漁業団体職員共済組合   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の102の項、別表第2主務省令第50条   |
| ②提供先における用途         | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|  |  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
|--|--|--|----------------------------------|------------------------------------|---|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--|
| <b>提供先47</b>   | 独立行政法人農業者年金基金  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第7号、別表第2の103の項、別表第2主務省令第51条   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ②提供先における用途   | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ③提供する情報  | 住民票関係情報  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数                                      | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲                                     | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ⑥提供方法  | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table> | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 | [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール | [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ | [ <input type="checkbox"/> ] 紙 | [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |  |
| [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール                     | [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ                  | [ <input type="checkbox"/> ] 紙   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )                   |  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ⑦時期・頻度   | 照会を受けた都度   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| <b>提供先48</b>   | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第7号、別表第2の105の項  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ②提供先における用途   | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ③提供する情報  | 住民票関係情報  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数                                      | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲                                     | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ⑥提供方法  | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table> | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 | [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール | [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ | [ <input type="checkbox"/> ] 紙 | [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |  |
| [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール                     | [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ                  | [ <input type="checkbox"/> ] 紙   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )                   |  |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |
| ⑦時期・頻度   | 照会を受けた都度   |  |                                  |                                    |   |                                       |                                |                                      |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 提供先49              | 独立行政法人日本学生支援機構  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の106の項、別表第2主務省令第53条  |
| ②提供先における用途         | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |
| 提供先50              | 都道府県知事又は市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の108の項、別表第2主務省令第55条  |
| ②提供先における用途         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先51</b>       | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の111の項、別表第2主務省令第56条  |
| ②提供先における用途         | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |
| <b>提供先52</b>       | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の112の項、別表第2主務省令第57条  |
| ②提供先における用途         | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先53</b>       | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の113の項、別表第2主務省令第58条   |
| ②提供先における用途         | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 (      )</p>                                       |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |
| <b>提供先54</b>       | 厚生労働大臣   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の114の項、別表第2主務省令第59条   |
| ②提供先における用途         | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 (      )</p>                                       |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先55</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の116の項、別表第2主務省令第59条の2  |
| ②提供先における用途         | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |
| <b>提供先56</b>       | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第7号、別表第2の119の項、別表第2主務省令第59条の3  |
| ②提供先における用途         | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 住民票関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けた都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先21</b>       | 住宅施設課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の85の2の項、別表第2主務省令第43の4条  |
| ②移転先における用途         | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |
| <b>移転先22</b>       | 介護・高齢福祉課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の94の項、別表第2主務省令第47条  |
| ②移転先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先23</b>       | 農政課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の103の項、別表第2主務省令第51条  |
| ②移転先における用途         | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>      |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |
| <b>移転先24</b>       | 障がい福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の108の項、別表第2主務省令第55条  |
| ②移転先における用途         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>      |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先25</b>       | 保育課  |
| ①法令上の根拠            | 任民基本吉帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の116の項、別表第2主務省令第59の2条  |
| ②移転先における用途         | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 住民票関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                <br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </p>   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| ⑥移転方法              | <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム                [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール                [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ                [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| ⑦時期・頻度             | 異動が発生した都度  |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

|          |           |              |               |
|----------|-----------|--------------|---------------|
| ・宛名番号    | ・表示用生年月日  | ・住民となる事由     | ・漢字併記名かな      |
| ・住民票コード  | ・性別       | ・住民となる届出日    | ・カナ併記名        |
| ・世帯番号    | ・記載順位     | ・住民となる届出区分   | ・通称名漢字        |
| ・準世帯区分   | ・異動日      | ・住民でなくなる日    | ・生年月日不詳区分     |
| ・最大住所連番  | ・異動事由     | ・住民でなくなる事由   | ・在留資格コード      |
| ・現存区分    | ・異動届出日    | ・住民でなくなる届出日  | ・在留期間等        |
| ・人格区分    | ・異動届出区分   | ・住民でなくなる届出区分 | ・在留期間等の満了日    |
| ・世帯主区分   | ・住定日      | ・死亡日不詳区分     | ・在留区分         |
| ・支所コード   | ・住定事由     | ・氏名かな        | ・在留カード等の番号    |
| ・地区コード   | ・住定届出日    | ・氏名漢字        | ・国籍コード        |
| ・行政区コード  | ・住定届出区分   | ・世帯主氏名かな     | ・異動事実コード      |
| ・班コード    | ・現住所連番    | ・世帯主氏名漢字     | ・異動事由コード1     |
| ・小学校区コード | ・前住所連番    | ・備考          | ・異動事由コード2     |
| ・中学校区コード | ・転入前住所連番  | ・改製連番        | ・異動事由コード3     |
| ・投票区コード  | ・転入未届地連番  | ・改製日         | ・事由発生年月日      |
| ・算定団体コード | ・本籍地連番    | ・旧氏名かな       | ・記載住民となった年月日  |
| ・統柄コード1  | ・転出予定日    | ・旧氏名漢字       | ・記載住民となった事由   |
| ・統柄コード2  | ・転出予定届出日  | ・広域個人番号      | ・記載住民となった届出日  |
| ・統柄コード3  | ・転出予定届出区分 | ・番号制度個人番号    | ・記載住所を定めた年月日  |
| ・統柄コード4  | ・転出予定地連番  | ・国保関係データ     | ・記載住所を定めた事由   |
| ・統柄区分    | ・転出確定日    | ・児童手当関係データ   | ・記載住所を定めた届出日  |
| ・統柄名     | ・転出確定通知日  | ・介護保険関係データ   | ・記載住所を定めた届出区分 |
| ・実統柄名    | ・転出確定届出区分 | ・国民年金関係データ   |               |
| ・生年月日    | ・転出確定地連番  | ・履歴連番        |               |
| ・和暦生年月日  | ・住民となる日   | ・漢字併記名       |               |

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 統柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定期間フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

### III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 (※(7)リスク1(3)を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名  |  |                                       |          |
|---|--|---------------------------------------|----------|
| (1) 住民基本台帳ファイル  |  |                                       |          |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |  |                                       |          |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク  |  |                                       |          |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容                                    | 1 届出及び申請の窓口において、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行ってい<br>る。<br>2 住基ネットを通じての入手は、他市町村から通知された対象者以外の情報を入手できない。  |                                       |          |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容                                 | 届出書及び申請書のレイアウトを、届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。  |                                       |          |
| その他の措置の内容   | -  |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か   | [ <input type="checkbox"/> 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク                                     |  |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容  | 1 住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。<br>2 システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別と生体(手のひら静脈)認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か   | [ <input type="checkbox"/> 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                                  |  |                                       |          |
| 入手の際の本人確認の措置の内容   | 窓口において、対面で次の1又は2の書類の提示を受け、本人確認を行う。<br>1 写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。<br>2 写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住基情報等の聞き取りを行う。  |                                       |          |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容  | 1 個人番号カード又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせの提示を求め、個人番号の真正性の確認を確認する。<br>2 出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際で個人番号カード又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせの提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。   |                                       |          |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容  | 1 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、当該処理を実施した者以外の者が内容を確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。<br>2 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。<br>3 特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。              |                                       |          |
| その他の措置の内容   | -  |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か   | [ <input type="checkbox"/> 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                               |  |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容  | 1 住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。<br>2 既存住基システムの環境は閉域網であり、限られたシステムとのみ接続できる仕組みである<br>3 住基ネットとの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行う。また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。                  |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か   | [ <input type="checkbox"/> 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |                                       |          |
| -   |  |                                       |          |

| 3. 特定個人情報の使用                                 |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
| リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク       |   |  |  |  |
| 宛名システム等における措置の内容                             | <p>1 団体内統合宛名システムは、個人番号取扱事務の担当部署以外からの特定個人情報へのアクセスを行なうことができない仕組みとなっている。</p> <p>2 統合宛名システムは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保有しており、必要のない情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。</p>  |  |  |  |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                     | <p>1 既存住基システム、住基ネット及び市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。</p> <p>2 戸籍システムでは、個人番号を用いた連携が行えない仕組みとなっており、また、戸籍システムには個人番号を保有しない。</p> <p>3 入管連携端末では、個人番号を用いた連携が行えない仕組みとなっており、また、入管連携端末では個人番号を保有しない。</p> <p>4 コンビニ交付システムでは個人番号の連携が行えない仕組みとなっており、また、コンビニ交付システムでは個人番号を保有しない。</p> |  |  |  |
| その他の措置の内容                                    | -   |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>   |  |  |  |
| リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |   |  |  |  |
| ユーザ認証の管理                                     | <p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている<br/>2) 行っていない</p>  |  |  |  |
| 具体的な管理方法                                     | <p>1 生体(手のひら静脈)認証による操作者認証を行っている。</p> <p>2 コンビニ交付システムによるコンビニ交付では、利用者証明用電子証明書、PINコードによる認証を実施し、認証済みの要求のみに対応することで、本人からの要求のみに対応している。また、個人番号カード紛失や暗証番号の複数回誤り時等は、電子証明書等をロックする仕組みが構築されており、第三者による不正利用を防ぐ措置が講じられている。</p>  |  |  |  |
| アクセス権限の発効・失効の管理                              | <p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている<br/>2) 行っていない</p>  |  |  |  |
| 具体的な管理方法                                     | <p>1 ユーザIDの管理はシステム管理者(情報システム課長)及びセキュリティ責任者(市民課長)が行っている。</p> <p>2 ユーザIDの申請はセキュリティ責任者(市民課長)がシステム管理者(情報システム課長)に届出をし、承認を受ける。</p> <p>3 ユーザIDについては、セキュリティ責任者(市民課長)が適宜チェックを行い、不要なユーザIDは、システム管理者(情報システム課長)に削除の届出をすることで、常に最新の適正な状態を維持している。</p>   |  |  |  |
| アクセス権限の管理                                    | <p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている<br/>2) 行っていない</p>  |  |  |  |
| 具体的な管理方法                                     | <p>1 共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行している。</p> <p>2 ユーザIDごとに担当する業務に応じた操作権限を決定し、アクセス権限の管理を適切に行っている。</p>   |  |  |  |
| 特定個人情報の使用の記録                                 | <p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している<br/>2) 記録を残していない</p>   |  |  |  |
| 具体的な方法                                       | <p>1 操作履歴をバックアップし、一定期間保存している。</p> <p>2 コンビニ交付システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。)。また、利用者による認証から操作終了までの間、監査証跡の記録を行っている。(利用者がどのような証明発行要求を行ったかを記録している。)</p>  |  |  |  |
| その他の措置の内容                                    | -   |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>   |  |  |  |

| リスク3：従業者が事務外で使用するリスク   |  |   |           |
|--|--|---|-----------|
| リスクに対する措置の内容   | 1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。<br>2 業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導している。<br>3 委託先には契約約款にて個人情報保護事項を遵守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>4 違反行為を行った場合は、地方公務員法第29条第1項(懲戒処分)や刑法253条(業務上横領罪)等の罰則規定により措置を講じる。  |   |           |
| リスクへの対策は十分か  | [特に力を入れている]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |           |
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク  |  |   |           |
| リスクに対する措置の内容   | 1 データの不正複製の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導している。<br>2 委託先には契約約款にて個人情報保護事項を遵守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>3 違反行為を行った場合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項(懲戒処分)や刑法(明治40年法律第45号)253条(業務上横領罪)等の罰則規定により措置を講じる。 |   |           |
| リスクへの対策は十分か  | [特に力を入れている]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |           |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |   |           |
| 1 第三者請求があった場合の住民票記載項目について運用方法を定めている。   |  |   |           |
| 2 既存住民情報システムで住民票の発行履歴を管理している。  |  |   |           |
| 3 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得をする場合は、事前にセキュリティ責任者の承認を得てその記録を残しており、事務処理に必要となる範囲にとどめている。 |  |   |           |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |  |   | [ ] 委託しない |
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク   |  |   |           |
| 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  |  |   |           |
| 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  |  |   |           |
| 委託契約終了後の不正な使用等のリスク   |  |   |           |
| 再委託に関するリスク   |  |   |           |
| 情報保護管理体制の確認  | システムの運用等を委託するときには、ISMS又はプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。  |   |           |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限  | [制限している]   | <選択肢><br>1) 制限している<br>2) 制限していない                  |           |
| 具体的な制限方法   | 1 委託に係る実施体制の提出を義務付けている。<br>2 委託事業の従事者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修への参加も義務づけている。<br>3 誓約書の提出があった者に対してのみシステム操作の権限を与えている。   |   |           |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録  | [記録を残している]   | <選択肢><br>1) 記録を残している<br>2) 記録を残していない              |           |
| 具体的な方法   | アクセスログによる記録を残している。   |   |           |
| 特定個人情報の提供ルール   | [定めている]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない                    |           |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 提供の禁止を契約書に明記している。  |   |           |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 1 窓口業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を春日井市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。<br>2 保守運用委託に関しては、データセンターへの通信は専用回線を使用し、データセンターから外部への持ち出しを禁止している。   |   |           |
| 特定個人情報の消去ルール   | [定めている]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない                    |           |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法   | 委託業務の完了した後は、特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。  |   |           |

| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定                                       |  | <選択肢>   |              |  |
|---|--|---|--------------|--|
|   | [ 定めている ]  | 1) 定めている  | 2) 定めていない    |  |
| 規定の内容   | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(第4-2-(1)1B)に基づき、特定個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、次のことを契約書上に明記している。<br>1 データの機密保持に関する事項<br>2 データの指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>3 データの複写及び複製の禁止に関する事項<br>4 事故発生時の報告義務に関する事項<br>5 委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項<br>6 個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定<br>7 委託先に対して実地の監査等を行うことができる規定<br>8 その他データ保護に関して必要な事項 | 1) 定めている  | 2) 定めていない    |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保                                       | [ 十分に行っている ]   | 1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない<br>4) 再委託していない |              |  |
| 具体的な方法  | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けることとしている。  |   |              |  |
| その他の措置の内容   | -  |   |              |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている                         | 2) 十分である     |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                         |  |   |              |  |
| -   |  |   |              |  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</b> [ ] 提供・移転しない  |  |   |              |  |
| リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク   |  |   |              |  |
| 特定個人情報の提供・移転の記録   | [ 記録を残している ]   | <選択肢><br>1) 記録を残している  | 2) 記録を残していない |  |
| 具体的な方法  | 情報提供ネットワークシステム及び既存基システムによる「移転」は操作ログが記録される。上記以外の手段による場合は、春日井市における個人情報の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)に規定する特定個人情報等移転等記録簿を作成している。   |   |              |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている   | 2) 定めていない    |  |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 【既存基システム】<br>番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。<br>「移転」については、システム及び情報の取扱いに関する要領に基づき、特定個人情報の提供・移転する根拠法等を記載した申請書を事前に相手先の所属長に提出し、利用の承認を受ける。その後、情報システム課に承認書の写しを提出する。<br>【上記以外】<br>番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。<br>「提供」又は「移転」があった場合は、春日井市における個人情報の取扱いに関する指針に基づき、提供等の日時、提供情報等を記録する。  |   |              |  |
| その他の措置の内容   | -  |   |              |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている                         | 2) 十分である     |  |
| リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク   |  |   |              |  |
| リスクに対する措置の内容  | 1 不正なアクセスを防止する措置を行っている。<br>2 指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。<br>3 情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。  |   |              |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている                         | 2) 十分である     |  |
| リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク                      |  |   |              |  |
| リスクに対する措置の内容  | 府内システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。  |   |              |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている                         | 2) 十分である     |  |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |   |              |  |
| -   |  |   |              |  |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続          |  | [○] 接続しない(入手)                         | [ ] 接続しない(提供)                         |          |
|--------------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク           |  |                                       |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                   |  |                                       |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                    | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である                              |          |
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク |  |                                       |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                   |  |                                       |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                    | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である                              |          |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク     |  |                                       |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                   |  |                                       |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                    | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である                              |          |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク  |  |                                       |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                   |  |                                       |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                    | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である                              |          |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク            |  |                                       |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                   | <p>1 春日井市における措置<br/>情報の提供について、端末・システム・データが特定できるように記録している。</p> <p>2 中間サーバーソフトウェアにおける措置<br/>           (1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを当該システムから取得し、中間サーバーにも格納の上、当該システムにより許可された特定個人情報の提供要求であるかを確認している。<br/>           (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付している。<br/>           (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定している。<br/>           (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン機能を抑止する仕組みとなっている。</p> |                                       |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                    | [ ]  | 十分である                                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

|  |   |                     |       |  |              |  |              |  |
|--|---|---------------------|-------|--|--------------|--|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容                           | <p>1 春日井市における措置<br/>特定の権限者以外は情報提供できず、また情報提供の記録が逐一保存されることとなり、不適切な情報で特定個人情報が提供されることを防止している。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置<br/>(1) セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を的確に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br/>(2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。</p> <p>3 中間サーバにおける措置<br/>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br/>(2) 中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/>(3) 中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> |                     |       |  |              |  |              |  |
|  | <p>リスクへの対策は十分か</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[      十分である      ]</td> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 特に力を入れている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 課題が残されている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 十分である</td> </tr> </table>   | [      十分である      ] | <選択肢> |  | 1) 特に力を入れている |  | 3) 課題が残されている |  |
| [      十分である      ]                    | <選択肢>   |                     |       |  |              |  |              |  |
|  | 1) 特に力を入れている  |                     |       |  |              |  |              |  |
|  | 3) 課題が残されている  |                     |       |  |              |  |              |  |
|  | 2) 十分である  |                     |       |  |              |  |              |  |
| リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク |   |                     |       |  |              |  |              |  |

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

|   |  |                     |       |  |              |  |              |  |
|---|--|---------------------|-------|--|--------------|--|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容                              | <p>1 春日井市における措置<br/>中間サーバへの情報連携は、既存基システムの更新の都度行い、その正確性を担保する。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置<br/>(1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報提供することで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。<br/>(2) 情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本とし保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br/>(3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> |                     |       |  |              |  |              |  |
|   | <p>リスクへの対策は十分か</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[      十分である      ]</td> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 特に力を入れている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 課題が残されている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 十分である</td> </tr> </table>  | [      十分である      ] | <選択肢> |  | 1) 特に力を入れている |  | 3) 課題が残されている |  |
| [      十分である      ]                       | <選択肢>  |                     |       |  |              |  |              |  |
|   | 1) 特に力を入れている   |                     |       |  |              |  |              |  |
|   | 3) 課題が残されている   |                     |       |  |              |  |              |  |
|   | 2) 十分である   |                     |       |  |              |  |              |  |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |                     |       |  |              |  |              |  |

1 春日井市における措置

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへはアクセスできない。

2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

(1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上で担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

3 中間サーバにおける措置

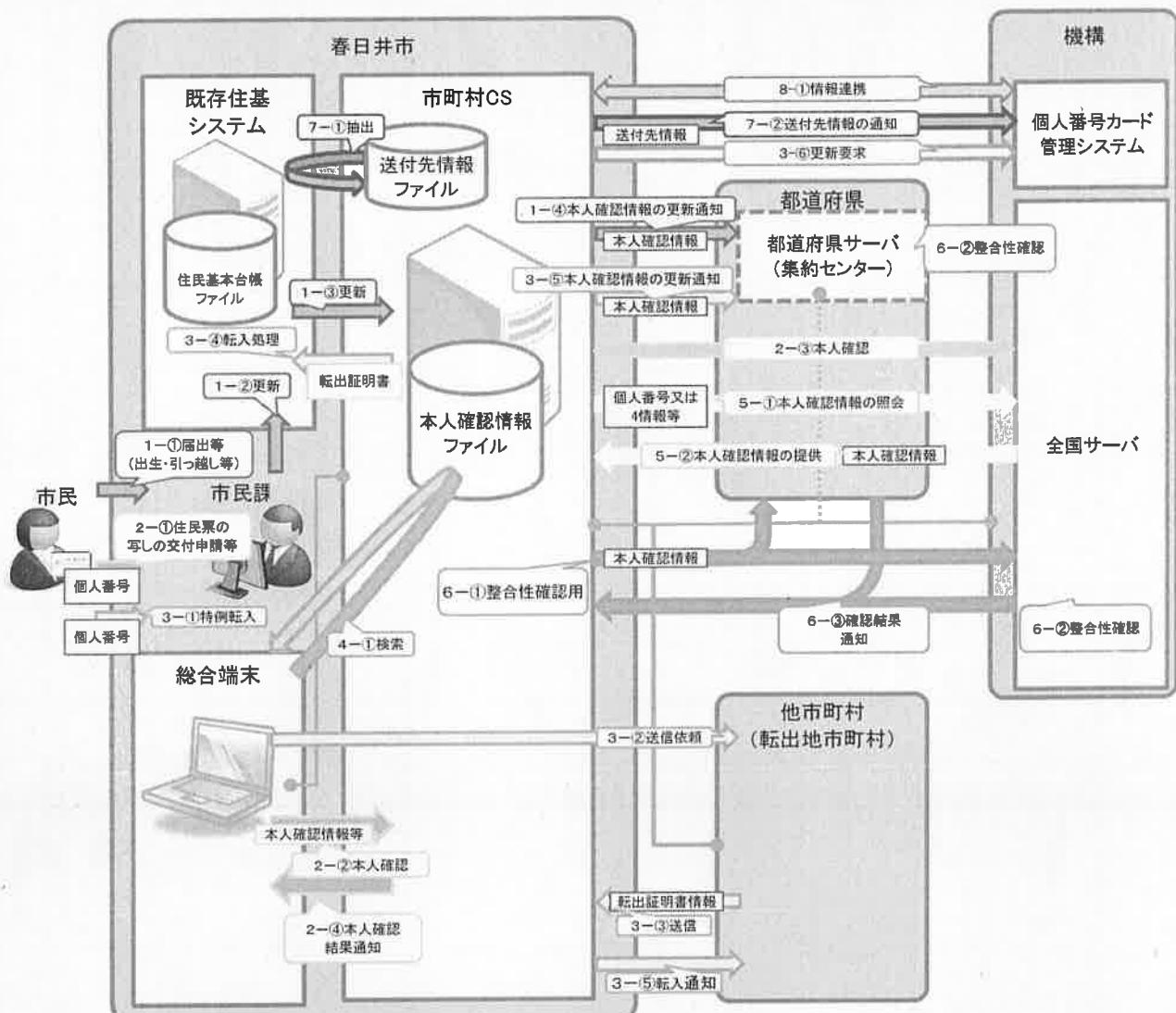
(1) 中間サーバ、既存システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
(2) 中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
(3) 中間サーバでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

| 7. 特定個人情報の保管・消去                        |  |   |  |
|--|--|---|--|
| リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク               |  |   |  |
| ①NISC政府機関統一基準群                         | [ 政府機関ではない ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している<br>2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない<br>4) 政府機関ではない |  |
| ②安全管理体制                                | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している<br>2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない                |  |
| ③安全管理規程                                | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している<br>2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない                |  |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知                      | [ 特に力を入れて周知している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している<br>2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない                |  |
| ⑤物理的対策                                 | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |  |
| 具体的な対策の内容                              | 1 特定個人情報が保有されているサーバの設置場所では、入退室には管理者の許可が必要な上、監視カメラや生体認証での入退室管理を行っている。<br>2 サーバの設置場所は免震構造であり、非常用電源も備え災害対策も行っている。<br>3 管理者によるサーバラックの鍵の管理が実施されている。 |   |  |
| ⑥技術的対策                                 | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |  |
| 具体的な対策の内容                              | 1 クライアント端末とは専用線で通信している。<br>2 コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。<br>3 OSには隨時パッチ適用を実施している。  |   |  |
| ⑦バックアップ                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |  |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |  |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]   | <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |  |
| その内容                                   |  |   |  |
| 再発防止策の内容                               |  |   |  |
| ⑩死者の個人番号                               | [ 保管している ]   | <選択肢><br>1) 保管している<br>2) 保管していない  |  |
| 具体的な保管方法                               | 生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施している。  |   |  |
| その他の措置の内容                              | -  |   |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |  |

|                                      |   |                                       |           |
|--------------------------------------|---|---------------------------------------|-----------|
| リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク        |   |                                       |           |
| リスクに対する措置の内容                         | 1 住民基本台帳の記録については基本的に住民の届出に基づく更新となり、住基法第22条(転入届)、第23条(転居届)により届出期間が定められている。<br>2 住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保している。<br>3 届出の入力処理においては、ナンバリングマシンによる通番号を付し、入力漏れが発生しないよう事務処理手順を定めている。 |                                       |           |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である  |
| リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク        |   |                                       |           |
| 消去手順                                 | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                     | 2) 定めていない |
| 手順の内容                                | 1 保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報の消去時期は特に定めていないが、消去する場合は市民課長の許可を得て実施する。<br>2 保存期間を過ぎた届出書等の文書による特定個人情報は、春日井市文書取扱規程に基づき適切な方法にて廃棄している。  |                                       |           |
| その他の措置の内容                            | -   |                                       |           |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である  |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |                                       |           |
| -                                    |   |                                       |           |

(別添1) 事務の内容

「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



※ 個人番号カード等に係る事務(通知カード及び個人番号カードの発行・送付など)については、機構が特定個人情報保護評価書を作成している。

(備考)

1 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 住民からの転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付ける(※特定個人情報を含まない。)。
- 1-② 住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③ 住民基本台帳の更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を都道府県サーバに通知する。

2 本人確認に関する事務

- 2-① 住民からの住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない。)。
- 2-②、③ 統合端末で、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバから市町村CSを通じて、本人確認情報を受領する。

3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-① 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2 本人確認に関する事務」を参照)を行う。
- 3-② 統合端末から市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない。)。
- 3-③ 市町村CSにて転出地市町村から転出証明書情報を受領する。
- 3-④ 既存住基システムで、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤ 市町村CSで、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない。)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が県内の住所地の場合は都道府県サーバに、県外の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

5 機構への情報照会に係る事務

- 5-① 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構から、照会を行った者の本人確認情報を受領する。

6 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSから都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び全国サーバで、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバから、市町村CSに対し整合性確認結果が通知される。

7 送付先情報通知に関する事務

- 7-① 既存住基システムから、個人番号カード交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの送付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報等を連携する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

|                |   |
|----------------|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
| (2) 本人確認情報ファイル |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | <input type="checkbox"/> システム用ファイル <div style="float: right; margin-top: -20px;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) システム用ファイル<br/>           2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)         </div>   |
| ②対象となる本人の数     | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <div style="float: right; margin-top: -20px;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div>   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき春日井市の住民基本台帳に記録されている住民及び住民基本台帳に記載されていたが、転出等の事由により住民票が消滅(死亡による消除を除く。)された住民   |
| その必要性          | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。  |
| ④記録される項目       | <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 <div style="float: right; margin-top: -20px;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 10項目未満<br/>           2) 10項目以上50項目未満<br/>           3) 50項目以上100項目未満<br/>           4) 100項目以上         </div>   |
| 主な記録項目 ※       | <p>・識別情報<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号      <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p><input type="checkbox"/> 国税関係情報      <input type="checkbox"/> 地方税関係情報      <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報</p> <p><input type="checkbox"/> 医療保険関係情報      <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報      <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報      <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p><input type="checkbox"/> 僱用・労働関係情報      <input type="checkbox"/> 年金関係情報      <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報</p> <p><input type="checkbox"/> 災害関係情報</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> |
| その妥当性          | 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。  |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月5日  |
| ⑥事務担当部署        | 市民生活部市民課  |

### 3. 特定個人情報の入手・使用

|                 |   |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|-----------------|---|--|-----------------|----------|---------------|--|----------------|-----------------|--|-------------------|
| ①入手元 ※          | [ ] 本人又は本人の代理人  |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ] 評価実施機関内の他部署   | ( )  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ] 行政機関・独立行政法人等  | ( )  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人   | ( )  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ] 民間事業者   | ( )  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ○ ] その他 ( 自部署 )   | ( )  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ②入手方法           | [ ] 紙   | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ] 電子メール   | [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム   |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ] 情報提供ネットワークシステム  |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | [ ○ ] その他 ( 既存住基システム )  |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ③入手の時期・頻度       | 住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。   |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ④入手に係る妥当性       | 法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。                    |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ⑤本人への明示         | 市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー6(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))において明示されている。 |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ⑥使用目的 ※         | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。                             |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ⑦使用の主体          | 変更の妥当性  | -  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ⑧使用方法 ※         | 使用部署  | 市民課、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター及び高蔵寺ふれあいセンター   |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | 使用者数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[ 50人以上100人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | [ 50人以上100人未満 ] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 |  | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 |  | 5) 500人以上1,000人未満 |
| [ 50人以上100人未満 ] | 1) 10人未満  | 2) 10人以上50人未満  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | 3) 50人以上100人未満  | 4) 100人以上500人未満  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
|                 | 5) 500人以上1,000人未満   | 6) 1,000人以上  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |
| ⑨使用開始日          |   |  |                 |          |               |  |                |                 |  |                   |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

|                        |  |
|------------------------|--|
| 委託の有無 ※                | [ <input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢><br>( <input type="checkbox"/> 1) 件<br>1) 委託する 2) 委託しない  |
| 委託事項1                  | 住基ネットの運用保守委託   |
| ①委託内容                  | 住基ネットの運用保守   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体]<br><選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |
| 対象となる本人の数              | [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| 対象となる本人の範囲 ※           | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |
| その妥当性                  | 住基ネットは、本人確認情報ファイルの全てを保持しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。   |
| ③委託先における取扱者数           | [ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]<br><選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ <input type="checkbox"/> 専用線] [ <input type="checkbox"/> 電子メール] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]<br>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [ <input type="checkbox"/> 紙]<br>[ <input checked="" type="radio"/> その他 (直接市町村CSや統合端末を操作する。)] |
| ⑤委託先名の確認方法             | 入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。  |
| ⑥委託先名                  | トーテックアメティ株式会社  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※ [ <input type="checkbox"/> 再委託しない]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法  |
|                        | ⑨再委託事項   |

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 提供・移転の有無           | [ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ <input type="checkbox"/> ] 行っていない  |  |
| <b>提供先1</b>        | 都道府県知事  |  |
| ①法令上の根拠            | 住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)   |  |
| ②提供先における用途         | 1 市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を基に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。<br>2 住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。  |  |
| ③提供する情報            | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input checked="" type="radio"/> ] 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br/>           [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住基ネット )</p> |  |
| ⑦時期・頻度             | 住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、隨時   |  |
| <b>提供先2</b>        | 機構  |  |
| ①法令上の根拠            | 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)   |  |
| ②提供先における用途         | 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。   |  |
| ③提供する情報            | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input checked="" type="radio"/> ] 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |  |
| ⑥提供方法              | <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/>           [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br/>           [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住基ネット )</p> |  |
| ⑦時期・頻度             | 必要に応じて随時(1年に1回程度)   |  |

**6. 特定個人情報の保管・消去**

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| ①保管場所 ※      |  | 春日井市庁舎内の監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置しているサーバ内で特定個人情報を保管している。   |
| ②保管期間        | 期間                                     | <p style="text-align: center;">[      20年以上      ]</p> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">1) 1年未満      2) 1年      3) 2年<br/>         4) 3年      5) 4年      6) 5年<br/>         7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上<br/>         10) 定められていない</p> |
| ③消去方法        | 本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去している。 |  |
| <b>7. 備考</b> |  | -  |

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1②)を除く。)

|   |   |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名  |   |
| (2) 本人確認情報ファイル  |   |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |   |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク                                      |   |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容                                  | 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出及び申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。  |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容                               | 1 届出書及び申請書のレイアウトを、届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。<br>2 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6—6 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保している。   |
| その他の措置の内容   | -   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク                                   |   |
| リスクに対する措置の内容  | 本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定している。   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                                |   |
| 入手の際の本人確認の措置の内容   | 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムでの住民異動届の受付の際に、届出の窓口において、対面で本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。また、代理人の場合には代理人に対して個人番号カード等の提示を求め、代理人本人であるとの確認及び委任状等により代理権限を有していることを確認している。  |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容  | 1 個人番号カード等の提示を求め、個人番号の真正性を確認している。<br>2 出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行っている。   |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容  | 1 既存住基システムにおいて本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、当該処理を実施した者以外の者が内容を確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認している。<br>2 入力、削除及び訂正作業に用いた届出書や帳票等は、当市で定める規定に基づいて管理し、保管している。<br>3 本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管している。  |
| その他の措置の内容   | -   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                             |   |
| リスクに対する措置の内容  | 1 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防いでいる。<br>2 操作者認証を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| -   |   |

| 3. 特定個人情報の使用                                 |  |                                       |  |  |  |
|--|--|---------------------------------------|--|--|--|
| リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク       |  |                                       |  |  |  |
| 宛名システム等における措置の内容                             | 市町村CSと団体内統合宛名システム間の接続は行わない。  |                                       |  |  |  |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                     | 府内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。<br>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じている。 |                                       |  |  |  |
| その他の措置の内容                                    | -  |                                       |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている |  |  |  |
| リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク |  |                                       |  |  |  |
| ユーザ認証の管理                                     | [ 行っている ]  | <選択肢><br>1) 行っている<br>2) 行っていない        |  |  |  |
| 具体的な管理方法                                     | 生体認証により、操作者の認証を行っている。  |                                       |  |  |  |
| アクセス権限の発効・失効の管理                              | [ 行っている ]  | <選択肢><br>1) 行っている<br>2) 行っていない        |  |  |  |
| 具体的な管理方法                                     | セキュリティ責任者が操作者の範囲及び退職した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効を決定し、アクセス権限の発効又は失効の管理を適切に行っている。  |                                       |  |  |  |
| アクセス権限の管理                                    | [ 行っている ]  | <選択肢><br>1) 行っている<br>2) 行っていない        |  |  |  |
| 具体的な管理方法                                     | 1 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理している。<br>2 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管している。   |                                       |  |  |  |
| 特定個人情報の使用の記録                                 | [ 記録を残している ]   | <選択肢><br>1) 記録を残している<br>2) 記録を残していない  |  |  |  |
| 具体的な方法                                       | 1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録している。<br>2 不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認している。<br>3 操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認している。<br>4 バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管している。  |                                       |  |  |  |
| その他の措置の内容                                    | -  |                                       |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている |  |  |  |
| リスク3：従業者が事務外で使用するリスク                         |  |                                       |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容                                 | 1 システムの操作履歴（操作ログ）を記録している。<br>2 業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導している。<br>3 委託先には契約約款にて個人情報保護事項を遵守するとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>4 違反行為を行った場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項（懲戒処分）や刑法（明治40年法律第45号）253条（業務上横領罪）等の罰則規定により措置を講じる。                          |                                       |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている |  |  |  |
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク                  |  |                                       |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容                                 | 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。<br>2 委託先に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。<br>3 違反行為を行った場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項（懲戒処分）や刑法（明治40年法律第45号）253条（業務上横領罪）等の罰則規定により措置を講じる。   |                                       |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている |  |  |  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置            |  |                                       |  |  |  |
| -  |  |                                       |  |  |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                      |  | [ ] 委託しない  |
|---|--|--|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク            |  |  |
| 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク                 |  |  |
| 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク                 |  |  |
| 委託契約終了後の不正な使用等のリスク                        |  |  |
| 再委託に関するリスク                                |  |  |
| 情報保護管理体制の確認                               | システムの運用等を委託するときには、ISMS又はプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。  |  |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限                     | [ 制限している ]   | <選択肢><br>1) 制限している<br>2) 制限していない                                       |
| 具体的な制限方法                                  | 1 委託に係る実施体制の提出を義務付けている。<br>2 委託事業の従事者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。<br>3 誓約書の提出があった者に対してのみシステム操作の権限を与えていている。   |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録                         | [ 記録を残している ]   | <選択肢><br>1) 記録を残している<br>2) 記録を残していない                                   |
| 具体的な方法                                    | アクセスログによる記録を残す。  |  |
| 特定個人情報の提供ルール                              | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない   |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法         | 提供の禁止を契約書に明記している。  |  |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法         | 保守運用委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を春日井市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。   |  |
| 特定個人情報の消去ルール                              | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない   |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法                        | 委託業務の完了した後は、特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。  |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定               | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない   |
| 規定の内容                                     | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(第4-2-(1)1B)に基づき、特定個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、次のことを契約書上に明記している。<br>1 データの機密保持に関する事項<br>2 データの指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>3 データの複写及び複製の禁止に関する事項<br>4 事故発生時の報告義務に関する事項<br>5 委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項<br>6 個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定<br>7 委託先に対して実地の監査等を行うことができる規定<br>8 その他データ保護に関して必要な事項 |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保               | [ 再委託していない ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない<br>4) 再委託していない |
| 具体的な方法                                    | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けることとしている。  |  |
| その他の措置の内容                                 | -  |  |
| リスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れてている<br>3) 課題が残されている<br>2) 十分である                     |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |  |
| -   |  |  |

| 6. 指定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない       |   |
|---|---|
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク  |   |
| 特定個人情報の提供・移転の記録   | [ 記録を残している ] <選択肢><br>1) 記録を残している 2) 記録を残していない  |
| 具体的な方法  | 特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し保存している。<br>なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残している。  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ] <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない   |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 1 番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行う。<br>2 都道府県サーバと市町村CSとの通信では相互認証を実施しており、認証できない相手先への提供はなされない。   |
| その他の措置の内容   | 「サーバ室等への入室権限」及び「本人特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理している。  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク                                      |   |
| リスクに対する措置の内容  | 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。<br>また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みが構築されている。  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク                   |   |
| リスクに対する措置の内容  | 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することがシステム上担保されている。<br>また、本人確認情報に変更が生じた場合は、市町村CSへの登録時点での項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報を通知することがシステム上で担保されている。<br>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>相手方(都道府県サーバ)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| -   |   |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                     |     | [○] 接続しない(入手)                         | [○] 接続しない(提供) |
|---|-----|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク                      |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク            |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク             |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク                       |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク                     |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク   |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |     |                                       |               |
|   |     |                                       |               |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                        |  |   |              |  |
|--|--|---|--------------|--|
| リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク               |  |   |              |  |
| ①NISC政府機関統一基準群                         | [ 政府機関ではない ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している<br>3) 十分に遵守していない<br>4) 政府機関ではない | 2) 十分に遵守している |  |
| ②安全管理体制                                | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している<br>3) 十分に整備していない                | 2) 十分に整備している |  |
| ③安全管理規程                                | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している<br>3) 十分に整備していない                | 2) 十分に整備している |  |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知                      | [ 特に力を入れて周知している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している<br>3) 十分に周知していない                | 2) 十分に周知している |  |
| ⑤物理的対策                                 | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>3) 十分に行っていない                  | 2) 十分に行っている  |  |
| 具体的な対策の内容                              | 1 春日井市における措置<br>(1) サーバ室は監視カメラを設置し、生体認証による入退室管理の設備を設置している。<br>(2) 入退室管理を徹底するため執務室の出入口の場所を限定している。<br>(3) 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。  |   |              |  |
|  | 2 中間サーバにおける措置<br>中間サーバをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。   |   |              |  |
| ⑥技術的対策                                 | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>3) 十分に行っていない                  | 2) 十分に行っている  |  |
| 具体的な対策の内容                              | 1 春日井市における措置<br>(1) ウィルス対策ソフトについて定期的にパターン更新をしている。<br>(2) インターネット等外部ネットワークとは完全に分離し、不正アクセスを防止している。<br>(3) OSには随時パッチ適用を実施している。  |   |              |  |
|  | 2 中間サーバにおける措置<br>(1) 中間サーバでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。<br>(2) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。                       |   |              |  |
| ⑦バックアップ                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>3) 十分に行っていない                  | 2) 十分に行っている  |  |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>3) 十分に行っていない                  | 2) 十分に行っている  |  |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]   | <選択肢><br>1) 発生あり  | 2) 発生なし      |  |
| その内容                                   |  |   |              |  |
| 再発防止策の内容                               |  |   |              |  |
| ⑩死者の個人番号                               | [ 保管している ]   | <選択肢><br>1) 保管している  | 2) 保管していない   |  |
| 具体的な保管方法                               | 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。   |   |              |  |
|  | -  |   |              |  |
| その他の措置の内容                              |  |   |              |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている                     | 2) 十分である     |  |
| リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク          |  |   |              |  |
| リスクに対する措置の内容                           | 既存住基システムとの整合性チェックを定期的に実施し、本人確認情報が最新であるか確認をしている。  |   |              |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている                     | 2) 十分である     |  |
| リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク          |  |   |              |  |
| 消去手順                                   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている   | 2) 定めていない    |  |
| 手順の内容                                  | 1 システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとしている。<br>2 磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去している。<br>3 申請書等については春日井市文書取扱規程に基づき保管及び運用を適切に実施している。 |   |              |  |
|  | -  |   |              |  |
| その他の措置の内容                              |  |   |              |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている                     | 2) 十分である     |  |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |   |              |  |
| -                                      |  |   |              |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

|                |   |
|----------------|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
| (3) 送付先情報ファイル  |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | <p>[ システム用ファイル ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) システム用ファイル<br/>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</span></p>  |
| ②対象となる本人の数     | <p>[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</span></p>   |
| ③対象となる本人の範囲    | 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき春日井市の住民基本台帳に記録されている住民  |
| その必要性          | <p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。<br/>また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引換えに交付することとされていることから、併せて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。</p>  |
| ④記録される項目       | <p>[ 50項目以上100項目未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 10項目未満<br/>2) 10項目以上50項目未満<br/>3) 50項目以上100項目未満<br/>4) 100項目以上</span></p>   |
| 主な記録項目         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <p>[ ○ ] 個人番号      [ ] 個人番号対応符号      [ ] その他識別情報(内部番号)</p> </li> <li>・連絡先等情報           <p>[ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ ] 連絡先(電話番号等)</p> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <p>[ ] 国税関係情報      [ ] 地方税関係情報      [ ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ ] 医療保険関係情報      [ ] 児童福祉・子育て関係情報      [ ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ ] 雇用・労働関係情報      [ ] 年金関係情報      [ ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ ] 災害関係情報</p> </li> <li>[ ○ ] その他 ( 通知カード及び交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul> |
| その妥当性          | <p>1 個人番号、4情報、その他住民票関係情報<br/>個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>2 その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)<br/>機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構に委任しているため、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>   |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月5日  |
| ⑥事務担当部署        | 市民生活部市民課  |

3. 特定個人情報の入手・使用

|  |   |   |          |               |                |                 |                   |
|--|---|---|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※   | [ ] 本人又は本人の代理人  |   |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ] 評価実施機関内の他部署   | ( )   |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ] 行政機関・独立行政法人等  | ( )   |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人   | ( )   |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ] 民間事業者   | ( )   |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ○ ] その他 ( 自部署 )   | )   |          |               |                |                 |                   |
| ②入手方法  | [ ] 紙   | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ   |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ] 電子メール   | [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム  |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ] 情報提供ネットワークシステム  |   |          |               |                |                 |                   |
|  | [ ○ ] その他 ( 住基ネット )   |   |          |               |                |                 |                   |
| ③入手の時期・頻度  | 新たに個人番号の通知対象者が生じた場合、4情報に変更があった者が生じた場合等の都度   |   |          |               |                |                 |                   |
| ④入手に係る妥当性  | 送付先情報の提供手段として、住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。      |   |          |               |                |                 |                   |
| ⑤本人への明示  | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)において明示されている。  |   |          |               |                |                 |                   |
| ⑥使用目的 ※  | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構に対し委任しており、通知カード及び交付通知書の送付先情報を機構に提供するため。 |   |          |               |                |                 |                   |
| ⑦使用の主体   | 変更の妥当性  | -   |          |               |                |                 |                   |
| ⑧使用方法 ※  | 使用部署  | 市民課、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター及び高蔵寺ふれあいセンター  |          |               |                |                 |                   |
|  | 使用者数  | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| 1) 10人未満   | 2) 10人以上50人未満   |   |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満   | 4) 100人以上500人未満   |   |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満  | 6) 1,000人以上   |   |          |               |                |                 |                   |
| 既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書の印刷及び送付に係る事を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づいて委任している機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。 |   |   |          |               |                |                 |                   |
| ⑨使用開始日   | 情報の突合   | 入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。  |          |               |                |                 |                   |
|  | 情報の統計分析   | 送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。   |          |               |                |                 |                   |
|  | 権利利益に影響を与える得る決定   | 該当無し  |          |               |                |                 |                   |
| 平成27年10月5日   |   |   |          |               |                |                 |                   |

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

|                        |  |  |                             |
|------------------------|--|--|-----------------------------|
| 委託の有無 ※                | [ 委託する ]<br>( 1 ) 件  | <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない  |                             |
| 委託事項1                  | 住基ネットの運用保守委託   |  |                             |
| ①委託内容                  | 住基ネットの運用保守   |  |                             |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]  | <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |                             |
| 対象となる本人の数              | [ 10万人以上100万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上     |                             |
| 対象となる本人の範囲 ※           | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |                             |
| その妥当性                  | 住基ネットは、本人確認情報ファイルの全てを保持しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。                                       |  |                             |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |                             |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 ( 直接市町村CSや統合端末を操作する。 ) |  |                             |
| ⑤委託先名の確認方法             | 入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。  |  |                             |
| ⑥委託先名                  | トーテックアメニティ株式会社   |  |                             |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|                        | ⑧再委託の許諾方法  |  |                             |
|                        | ⑨再委託事項   |  |                             |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
|------------------------------|--|--------------------|---------|-----------|---|--------------|-------|-------------------|--|
| 提供・移転の有無                     | [○] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ] 行っていない  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| 提供先1                         | 機構   |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ①法令上の根拠                      | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)   |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ②提供先における用途                   | 市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づく委任を受けており、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ③提供する情報                      | 「2. ④記録される項目」と同様。  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上</p>  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ⑥提供方法                        | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ ] 電子メール</td> <td>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ ] フラッシュメモリ</td> <td>[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 ( 住基ネット )</td> </tr> </table>   | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 専用線 | [ ] 電子メール | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  | [ ] フラッシュメモリ | [ ] 紙 | [○] その他 ( 住基ネット ) |  |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム           | [ ] 専用線  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| [ ] 電子メール                    | [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| [ ] フラッシュメモリ                 | [ ] 紙  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| [○] その他 ( 住基ネット )            |  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ⑦時期・頻度                       | 新たに個人番号の通知対象者が生じた場合、4情報に変更があった者が生じた場合等の都度  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| 6. 特定個人情報の保管・消去              |  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ①保管場所 ※                      | 春日井市庁舎内の監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置しているサーバ内で特定個人情報を保管している。   |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ②保管期間                        | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">期間</td> <td style="width: 50%;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>[ 1年未満 ]</td> <td>           1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年<br/>           4) 3年                  5) 4年                  6) 5年<br/>           7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上<br/>           10) 定められていない         </td> </tr> </table> | 期間                 | <選択肢>   | [ 1年未満 ]  | 1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年<br>4) 3年                  5) 4年                  6) 5年<br>7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上<br>10) 定められていない |              |       |                   |  |
| 期間                           | <選択肢>  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| [ 1年未満 ]                     | 1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年<br>4) 3年                  5) 4年                  6) 5年<br>7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上<br>10) 定められていない  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ③その妥当性                       | 送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| ④消去方法                        | 保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。   |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| 7. 備考                        |  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |
| -                            |  |                    |         |           |   |              |       |                   |  |

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1・9)を除く。)

|   |   |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名<br>(3) 送付先情報ファイル                             |   |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |   |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク  |   |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容                                    | 送付先情報の入手元は既存住基システムと連動した市町村CSに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出及び申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。   |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容                                 | 1 届出書及び申請書のレイアウトを、届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。<br>2 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保している。   |
| その他の措置の内容   | -   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク                                     |   |
| リスクに対する措置の内容  | 送付先情報の入手元を既存住基システムと連動した市町村CSに限定している。  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                                  |   |
| 入手の際の本人確認の措置の内容   | 送付先情報の入手元は既存住基システムに連動した市町村CSに限定されるため、既存住基システムでの住民異動届の受付の際に、届出の窓口において、対面で本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。また、代理人の場合には代理人に対して個人番号カード等の提示を求め、代理人本人であることの確認及び委任状等により代理権限を有していることを確認している。  |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容  | 1 個人番号カード等の提示を求め、個人番号の真正性を確認している。<br>2 出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせの提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行っている。   |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容  | 既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保している。<br>なお、送付先情報ファイルは、個人番号カード管理システムに送信した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除される。  |
| その他の措置の内容   | -   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                               |   |
| リスクに対する措置の内容  | 1 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からの攻撃等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防いでいる。<br>2 操作者認証を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| -   |   |

| 3. 特定個人情報の使用                                 |  |   |          |  |
|--|--|---|----------|--|
| リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク       |  |   |          |  |
| 宛名システム等における措置の内容                             | 市町村CSと団体内統合宛名システム間の接続は行わない。  |   |          |  |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                     | <p>市町村CSへのアクセスは既存基システムに限定しており、既存基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じている。</p> |   |          |  |
| その他の措置の内容                                    | -  |   |          |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |  |
| リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |  |   |          |  |
| ユーザ認証の管理                                     | [ 行っている ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 行っている<br>2) 行っていない        |          |  |
| 具体的な管理方法                                     | 生体認証により、操作者の認証を行っている。  |   |          |  |
| アクセス権限の発効・失効の管理                              | [ 行っている ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 行っている<br>2) 行っていない        |          |  |
| 具体的な管理方法                                     | セキュリティ責任者が操作者の範囲及び退職した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効を決定し、アクセス権限の発効又は失効の管理を適切に行っている。  |   |          |  |
| アクセス権限の管理                                    | [ 行っている ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 行っている<br>2) 行っていない        |          |  |
| 具体的な管理方法                                     | 1 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理している。<br>2 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管している。   |   |          |  |
| 特定個人情報の使用の記録                                 | [ 記録を残している ]   | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 記録を残している<br>2) 記録を残していない  |          |  |
| 具体的な方法                                       | 1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。<br>2 不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認している。<br>3 バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管している。  |   |          |  |
| その他の措置の内容                                    | -  |   |          |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |  |
| リスク3：従業者が事務外で使用するリスク                         |  |   |          |  |
| リスクに対する措置の内容                                 | 1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。<br>2 業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導している。<br>3 委託先には契約約款にて個人情報保護事項を尊守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>4 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じている。  |   |          |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 特に力を入れている ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |  |
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク                  |  |   |          |  |
| リスクに対する措置の内容                                 | 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。<br>2 委託先に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。<br>3 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じている。  |   |          |  |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 特に力を入れている ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置            |  |   |          |  |
| -  |  |   |          |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |  | [ ] 委託しない  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク |  |  |  |  |  |  |
| 情報保護管理体制の確認  | システムの運用等を委託するときには、ISMS又はプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。  |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限  | [ 制限している ]   | <選択肢><br>1) 制限している<br>2) 制限していない                                       |  |  |  |  |
| 具体的な制限方法   | 1 委託に係る実施体制の提出を義務付けている。<br>2 委託事業の従事者に対し、個人情報保護に係る誓約書を提出させている。<br>3 誓約書の提出があった者に対してのみシステム操作の権限を与えていている。  |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録  | [ 記録を残している ]   | <選択肢><br>1) 記録を残している<br>2) 記録を残していない                                   |  |  |  |  |
| 具体的な方法   | アクセスログによる記録を残している。   |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報の提供ルール   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない   |  |  |  |  |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 提供の禁止を契約書に明記している。  |  |  |  |  |  |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 保守運用委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を春日井市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。   |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報の消去ルール   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない   |  |  |  |  |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法   | 委託先が業務を完了した後には、市に特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。   |  |  |  |  |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない   |  |  |  |  |
| 規定の内容  | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(第4-2-(1)1B)に基づき、特定個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、次のことを契約書上に明記している。<br>1 データの機密保持に関する事項<br>2 データの指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>3 データの複写及び複製の禁止に関する事項<br>4 事故発生時の報告義務に関する事項<br>5 委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項<br>6 個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定<br>7 委託先に対して実地の監査等を行うことができる規定<br>8 その他データ保護に関する必要な事項 |  |  |  |  |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保  | [ 再委託していない ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない<br>4) 再委託していない |  |  |  |  |
| 具体的な方法   | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けることとしている。  |  |  |  |  |  |
| その他の措置の内容  | -  |  |  |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れてている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                     |  |  |  |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |  |  |  |  |  |
| -  |  |  |  |  |  |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）                      |   |   |  | [ ] 提供・移転しない |
|---|---|---|--|--------------|
| <b>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク</b>                                      |   |   |  |              |
| 特定個人情報の提供・移転の記録   | [ 記録を残している ]  | <選択肢><br>1) 記録を残している<br>2) 記録を残していない              |  |              |
| 具体的な方法  | 特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し保存している。<br>なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残している。  |   |  |              |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない                    |  |              |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 1 番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行っている。<br>2 個人番号カード管理システムと市町村CSとの通信では相互認証を実施しており、認証できない相手先への提供はなされない。  |   |  |              |
| その他の措置の内容   | 「サーバ室等への入室権限」及び「本人特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理している。  |   |  |              |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |  |              |
| <b>リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</b>                                  |   |   |  |              |
| リスクに対する措置の内容  | 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。<br>また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。   |   |  |              |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |  |              |
| <b>リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</b>               |   |   |  |              |
| リスクに対する措置の内容  | 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供・移転することがシステム上で担保されている。<br>2 誤った相手方に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。 |   |  |              |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |  |              |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |   |  |              |
| -   |   |   |  |              |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                     |     | [○] 接続しない(入手)                         | [○] 接続しない(提供) |
|---|-----|---------------------------------------|---------------|
| リスク1：目的外の入手が行われるリスク                       |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク             |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク                 |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク              |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク5：不正な提供が行われるリスク                        |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク6：不適切な方法で提供されるリスク                      |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク    |     |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                              |     |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                               | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |     |                                       |               |
|   |     |                                       |               |

| 7. 特定個人情報の保管・消去   |   |       |                  |              |               |
|---|---|-------|------------------|--------------|---------------|
| リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク  |   |       |                  |              |               |
| ①NISC政府機関統一基準群  | [ 政府機関ではない ]  | <選択肢> | 1) 特に力を入れて遵守している | 2) 十分に遵守している | 3) 十分に遵守していない |
| ②安全管理体制   | [ 十分に整備している ]   | <選択肢> | 1) 特に力を入れて整備している | 2) 十分に整備している | 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程   | [ 十分に整備している ]   | <選択肢> | 1) 特に力を入れて整備している | 2) 十分に整備している | 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知   | [ 特に力を入れて周知している ]   | <選択肢> | 1) 特に力を入れて周知している | 2) 十分に周知している | 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢> | 1) 特に力を入れて行っている  | 2) 十分に行っている  | 3) 十分に行っていない  |
| 具体的な対策の内容   | 1 サーバ室は監視カメラを設置し、生体認証による入退室管理の設備を設置している。<br>2 入退室管理を徹底するため執務室の出入口の場所を限定する。<br>3 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。   |       |                  |              |               |
| ⑥技術的対策  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢> | 1) 特に力を入れて行っている  | 2) 十分に行っている  | 3) 十分に行っていない  |
| 具体的な対策の内容   | 1 ウイルス対策ソフトについて定期的にパターン更新をしている。<br>2 インターネット等外部ネットワークとは完全に分離し、不正アクセスを防止している。<br>3 OSには随時パッチ適用を実施している。   |       |                  |              |               |
| ⑦バックアップ   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢> | 1) 特に力を入れて行っている  | 2) 十分に行っている  | 3) 十分に行っていない  |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢> | 1) 特に力を入れて行っている  | 2) 十分に行っている  | 3) 十分に行っていない  |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか  | [ 発生なし ]  | <選択肢> | 1) 発生あり          | 2) 発生なし      |               |
| その内容  |   |       |                  |              |               |
| 再発防止策の内容  |   |       |                  |              |               |
| ⑩死者の個人番号  | [ 保管していない ]   | <選択肢> | 1) 保管している        | 2) 保管していない   |               |
| 具体的な保管方法  |   |       |                  |              |               |
| その他の措置の内容   | -   |       |                  |              |               |
| リスクへの対策は十分か   | [ ]   | <選択肢> | 1) 特に力を入れている     | 2) 十分である     | 3) 課題が残されている  |
| リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク   |   |       |                  |              |               |
| リスクに対する措置の内容  | 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成及び連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。<br>また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。<br>そのため、送信先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 |       |                  |              |               |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢> | 1) 特に力を入れている     | 2) 十分である     | 3) 課題が残されている  |
| リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク   |   |       |                  |              |               |
| 消去手順  | [ 定めている ]   | <選択肢> | 1) 定めている         | 2) 定めていない    |               |
| 手順の内容   | システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとなっている。  |       |                  |              |               |
| その他の措置の内容   | -   |       |                  |              |               |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢> | 1) 特に力を入れている     | 2) 十分である     | 3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |       |                  |              |               |
| 送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報のバックアップは取得しない。 |   |       |                  |              |               |

## IV その他のリスク対策 \*

| 1. 監査  |              |   |
|--|--------------|---|
| ①自己点検  | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 具体的なチェック方法   |              | <p>1 春日井市における措置<br/>評価書の記載内容どおりの運用がなされていることについて、指針及び情報セキュリティ自己点検実施要領に基づき、年に1回担当部署内において自己点検を行い、運用状況を確認している。</p> <p>2 中間サーバにおける措置<br/>運用規則等に基づき、中間サーバの運用に携わる職員及び事業者に対して、定期的に自己点検を実施させている。</p>   |
| 2. 従業者に対する教育・啓発  |              |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 具体的な方法   |              | <p>1 春日井市における措置<br/>(1) 委託事業の従事者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を記載させ確認させている。また、セキュリティ研修への参加も義務付けている。<br/>(2) 評価書の記載内容どおりの運用ができているかについて、指針に基づき定期的(年一回)に自己点検を行っている。<br/>(3) 所属長及び職員は、指針第7条に基づく研修を受講し、受講者は、所属内の全職員(臨時職員を含む。)に向けて受講内容についての集合研修を実施する。</p> <p>2 中間サーバにおける措置<br/>(1) 中間サーバの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br/>(2) 中間サーバの事務に携わる場合は、運用規則等について研修を受けることとしている。</p> |
| 3. その他のリスク対策   |              |   |
| 中間サーバにおいては、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報処理能力の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 |              |   |

## V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |  |
|--------------------------|---|--|
| ①請求先                     | 春日井市総務部総務課文書担当<br>〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地<br>電話番号 0568-85-6129 |  |
| ②請求方法                    | 春日井市個人情報保護条例(平成14年条例第41号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。                |  |
| 特記事項                     | -   |  |
| ③手数料等                    | [ 無料 ]  | <選択肢><br>1) 有料 2) 無料<br>手数料額:無料。写しの交付の場合、A4白黒1面につき10円の負担、送<br>(手数料額、納付方法:付を希望する場合は別途送付費用の負担が必要<br>納付方法:来庁の場合は現金。送付の場合は納付書) |
| ④個人情報ファイル簿の公表            | [ 行っている ]   | <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 個人情報ファイル名                | 1 住民基本台帳の記録に関する事務<br>2 諸証明に関する事務                                    |  |
| 公表場所                     | 市ホームページ及び春日井市情報コーナー(春日井市役所本庁舎2階)                                    |  |
| ⑤法令による特別の手続              | -   |  |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等         | -   |  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |  |
| ①連絡先                     | 春日井市民生活部市民課<br>〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地<br>電話番号 0568-85-6138    |  |
| ②対応方法                    | 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残すこととしている。                               |  |

## VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価                |   |
|--------------------------|---|
| ①実施日                     |   |
| ②しきい値判断結果                | <p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br/>     2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br/>     3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br/>     4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p> |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取        |   |
| ①方法                      | 市広報、市ホームページ上で意見募集する旨を掲載し、市民課、市民税課、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館及び市ホームページにおいて案の閲覧及び配布を行う。意見は郵送、FAX及び電子メールで受け付ける。   |
| ②実施日・期間                  | 令和元年9月4日から同年10月4日まで   |
| ③期間を短縮する特段の理由            | -   |
| ④主な意見の内容                 | なし  |
| ⑤評価書への反映                 | -   |
| 3. 第三者点検                 |   |
| ①実施日                     |   |
| ②方法                      |   |
| ③結果                      |   |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 |   |
| ①提出日                     |   |
| ②個人情報保護委員会による審査          |   |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目     | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--------|--------|--------|------|-----------|
|     | 別紙のとおり |        |        |      |           |
|     |        |        |        |      |           |
|     |        |        |        |      |           |
|     |        |        |        |      |           |
|     |        |        |        |      |           |

## (別添3)変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|-----------|---|---|--|------|---------------|
| 令和1年8月31日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言   | 春日井市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定期個人情報ファイルの取扱いがプライバシー等の権利利益を尊重する旨を記載することを認めた。特定個人情報の漏洩ないし他の事を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでることを宣言する。   | 春日井市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定期個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益を尊重する旨を記載することを認めた。特定個人情報の漏洩ないし他の事を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでることを宣言する。   | 事後   | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言<br>特記事項                                     | 住民基本台帳事務では、事務の一部を外部委託に委託しているため、秘密保持に関する条項を記載した委託契約を結び、セキュリティに関する研修を協同で実施するなど情報保護管理体制に万全を期している。  | -  | 事後   | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定期個人情報ファイルを取り扱う事務<br>3. 事務の内容                      | 市が住民と対象とする行政手続について、また、住民の正しい権利を保護するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。<br><br>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進することと行政手続に対する透明性を確保するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選舉権の付与、その他住民に関する事務の処理の基準となるものである。<br>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(「住基ネット」)を都道府県と共同で構築している。<br><br>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)<br><br>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成<br>②転入履歴、転居履歴、転出履歴、世帯更変履歴等の届出又は届出に際しての住民票の記載、消滅又は記載の修正<br>③住民票の記載を複数の住民票に分離するための操作<br>④転入履歴にに基づき住民票をした際の転出元市町村に対する通知<br>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付<br>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知<br>⑦地方公共団体情報システム(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会<br>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更<br>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付<br>⑩個人番号カード等を用いた本人確認<br>⑪中間サークルへの住民票に関する情報の付与 | 市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためにには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。<br><br>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号、以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進することと行政手続に対する透明性を確保するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選舉権の付与、その他住民に関する事務の処理の基準となるものである。<br>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(「住基ネット」といいう。)を都道府県と共同で構築している。<br><br>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第57号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。<br><br>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成<br>②転入履歴、転居履歴、転出履歴、世帯更変履歴等の届出又は届出に際しての住民票の記載、消滅又は記載の修正 | 事後   | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定期個人情報ファイルを取り扱う事務<br>3. 事務の内容                      | ①住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置<br>②転入履歴に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知<br>③本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付<br>④住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知<br>⑤地方公共団体情報システム(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会<br>⑥住民からの請求に基づく住民票コードの変更<br>⑦個人番号の通知及び個人番号カードの交付<br>⑧個人番号カード等を用いた本人確認<br>⑨中間サークルへの住民票に関する情報の付与   | ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置<br>④転入履歴に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知<br>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付<br>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知<br>⑦地方公共団体情報システム(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会<br>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更<br>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付<br>⑩個人番号カード等を用いた本人確認<br>⑪中間サークルへの住民票に関する情報の付与  | 事後   | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定期個人情報ファイルを取り扱う事務<br>3. 事務の内容                      | なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による番号カード一及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する省令(平成25年11月20日付認可第5号)以下「通知カード及び個人番号カード等」という。)第35条(通知カード・個人番号カード開運事務の登録)により機構に対する事務の一部が実施されている。<br>そのため、当該事務においては、事務を委託する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。   | なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による番号カード一及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する省令(平成25年11月20日付認可第5号)以下「通知カード及び個人番号カード等」という。)第35条(通知カード・個人番号カード開運事務の登録)により機構に対する事務の一部が実施されている。<br>このため、当該事務においては、事務を委託する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。  | 事後   | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定期個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>①システムの名称 | 既存住民記録システム(以下「既存住基システム」という。)  | 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)(以下「既存住基システム」という。)   | 事後   | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定期個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>②システムの機能 | 1. 住民基本台帳の記載<br>転入、出生、入国、隸属等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能<br>2. 住民基本台帳の記載変更<br>住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能<br>3. 住民基本台帳の消滅処理<br>転出、死亡、出亡、隸属等により住民基本台帳から住民に関する記載を消滅(住民票を抹消)する機能<br>4. 戸籍基本台帳の照管<br>住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照管する機能<br>5. 証明書の発行機能<br>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種証明書等を発行する機能<br>6. 住民基本台帳の統計機能<br>異動集計算や、人口統計用の集計累作を生成する機能<br>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能<br>登録、変更、削除等のデータを住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて連携する機能<br>8. 戸籍システムへの連携<br>住民票の記載事項等に応じ、戸籍システムへ附票情報を等を換換する機能<br>9. 入管連携事務への連携<br>住民票の記載事項等に応じ、入管連携システムへの通知データを作成する<br>10. コンビニ交付システムへの連携<br>コンビニ交付システムを通じ、コンビニのキオスク端末より住民票の写し等証明書を発行する。  | 1. 住民基本台帳の記載<br>転入、出生、入国、隸属等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。<br>2. 住民基本台帳の記載変更<br>住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する。<br>3. 住民基本台帳の消滅処理<br>転出、死亡、出亡、隸属等により住民基本台帳から住民に関する記載を消滅(住民票を抹消)する。<br>4. 戸籍基本台帳の照管<br>住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照管する。<br>5. 証明書の発行<br>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種証明書等を発行する。<br>6. 住民基本台帳の統計機能<br>異動集計算や、人口統計用の集計累作を作成する。<br>7. 住民基本台帳の統計機能<br>登録、変更、削除等のデータを住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて連携する。<br>8. 戸籍システムへの連携<br>戸籍システムへの連携する。<br>9. 入管連携事務への連携<br>住民票の記載事項等に応じ、入管連携システムへの通知データを作成する。<br>10. コンビニ交付システムへの連携<br>住民票の記載事項等に応じ、コンビニ交付システムに対し、住民票の記載事項に関する情報を連携する。          | 事後   | 重要な変更に該当しないため |

|           |   |   |   |    |               |
|-----------|---|---|---|----|---------------|
|           |   |   |   |    |               |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム2<br>②システムの機能                  | 1. 本人確認情報の更新<br>既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規登録が発生した場合に、当該情報を基に市町村CS(ミニニケーションセンター)の個人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。<br>2. 本人確認<br>特許料金の支払い及び住基票の写しの店舗交付などをを行う際、窓口における本人確認のため、提出された個人番号カード等を元に住基票と個人番号ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)が保有する個人確認情報を照合を行い、認証結果を画面面上に表示する。<br>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)<br>転入の届出を受付付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。<br>4. 本人確認情報検索<br>統合窓口において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとして本人確認情報の検索を行い、該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>5. 備携への情報照会<br>全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 | 1. 本人確認情報の更新<br>既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規登録が発生した場合に、当該情報を基に市町村ミニニケーションセンター(以下「市町村CS」という。)の個人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。<br>2. 本人確認<br>特許料金の支払い及び住基票の写しの店舗交付などをを行う際、窓口における本人確認のため、提出された個人番号カード等を元に住基票と個人番号ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)が保有する個人確認情報を照合を行い、認証結果を画面面上に表示する。<br>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)<br>転入の届出を受付付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。<br>4. 本人確認情報検査<br>統合窓口において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーとして本人確認情報の検索を行い、該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>5. 備携への情報照会<br>全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム2<br>②システムの機能                  | 6. 本人確認情報整合<br>本人確認情報ファイルの内容が都道府県専用券が都道府県サーバにおいて保存している都道府県専用券本人確認情報ファイル及び情報が全国サーバにおいて保存している備携保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに則り、整合性確認用本人確認情報整合を提供する。<br>7. 送付先情報通知<br>個人番号の通知に係る事務の委任先である備携において、住民票に対して書面認証類(通知カード・個人番号カード)交付申請書(以下「交付申請書」という。)等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出する。備携が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。<br>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携<br>備携が販売・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付・廃止・回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの送追情報等を連携する。  | 6. 本人確認情報整合<br>本人確認情報ファイルの内容が都道府県専用券が都道府県サーバにおいて保存している都道府県専用券本人確認情報ファイル及び情報が全国サーバにおいて保存している備携保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに則り、整合性確認用本人確認情報整合を提供する。<br>7. 送付先情報通知<br>個人番号の通知に係る事務の委任先である備携において、住民票に対して書面認証類(通知カード・個人番号カード)交付申請書(以下「交付申請書」という。)等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出する。備携が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。<br>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携<br>備携が販売・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付・廃止・回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの送追情報を連携する。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>①システムの名称                  | [○]その他(個人番号カード管理システム)   | [ ]その他( )   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>②システムの機能                  | 団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)(宛名システム)   | 団体内統合宛名システム   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>②システムの機能                  | 略<br>3. 中間サーバ連携<br>中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号に組付く宛名情報を通知する。<br>4. 登録事務システム連携<br>各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に組付く宛名情報を通知する。   | 略<br>3. 中間サーバ連携<br>中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号に組付く宛名情報を通知する。<br>4. 宛名情報連携<br>個人番号又は統合宛名番号に組付く宛名情報を表示する。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>②システムの機能                  | 略<br>4. 脱着システム連携<br>中間サーバ又は各事務システム、統合宛名システムと既存住基システムとの間にデータ情報取扱い、情報提供内容、特定期間情報(連携対象)、符号取扱のための情報等について連携する。<br>5. セキュリティ連携<br>セキュリティを実現する。<br>6. 権限認証・権限管理連携<br>権限認証・権限管理連携のための連携等について連携する。   | 略<br>4. 脱着システム連携<br>中間サーバ又は各事務システム、統合宛名システムと既存住基システムとの間にデータ情報取扱い、情報提供内容、特定期間情報(連携対象)、符号取扱のための情報等について連携する。<br>5. セキュリティ連携<br>セキュリティを実現する。<br>6. 権限認証・権限管理連携<br>権限認証・権限管理連携のための連携等について連携する。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム5<br>②他のシステムとの接続               | [○]既存住民基本台帳システム   | [○]既存住民基本台帳システム   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム5<br>②他のシステムとの接続               | [○]その他(H-RIS認明書交付センター)  | [○]その他(認明書交付センター)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム5<br>②他のシステムとの接続<br>④事務実施上の必要性 | (3)送付先情報ファイル<br>市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付書類に個人番号を記載するものとされている(番号法第7条第1項による通知カードの形式にて全付書類対象者に個人番号を通知するものとされているため)。<br>なお、通知カードによる個人の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、既存住基基本台帳の種類から、市町村から、機構に依存する所を予定しており、通知カードによる個人番号カードの交付申請書を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード)による個人番号カード開通事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。  | 3. 送付先情報ファイル<br>市町村長が個人番号を指定した際は、番号法第7条第1項による通知カードの形式にて全付書類対象者に個人番号を通知するものとされているため。<br>なお、通知カードによる個人の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、既存住基基本台帳の種類から、市町村から、機構に依存しており、機構に依存する所の点から、市町村から、個人番号カード開通事務の委任により機構に対する事務の一部の委任が認められている。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>5. 個人番号の利用法令上の根拠   | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)<br>第7条(指定及び通知)<br>第16条(本人確認の手続)<br>第17条(個人番号カードの交付等)   | 1. 番号法<br>第7条(指定及び通知)<br>第16条(本人確認の手續)<br>第17条(個人番号カードの交付等)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | 1. 基本情報<br>5. 個人番号の利用法令上の根拠   | 2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号)<br>(平成29年5月16日法律第65号公布時点)<br>第5条(住民基本台帳の権利)<br>第6条(住民基本台帳の作成)<br>第7条(住民基本台帳の記載事項)<br>第8条(住民票の記載事項)<br>第9条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)<br>第10条(4人以上の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)<br>第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)<br>第22条(転入)<br>第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入等の特例)<br>第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知)<br>第30条の10(通知が都道府県の区域内の市町村の執行権限への本人確認情報の提供)<br>第30条の12(通知が都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行権限への本人確認情報の提供)  | 2. 住基法<br>第5条(住民基本台帳の権利)<br>第6条(住民基本台帳の作成)<br>第7条(住民基本台帳の記載事項)<br>第8条(住民票の記載事項)<br>第9条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)<br>第10条(4人以上の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)<br>第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)<br>第22条(転入)<br>第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入等の特例)<br>第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知)<br>第30条の10(通知が都道府県の区域内の市町村の執行権限への本人確認情報の提供)<br>第30条の12(通知が都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行権限への本人確認情報の提供)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |   |   |  |    |               |               |               |
|-----------|--|---|---|--|----|---------------|---------------|---------------|
|           |  | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)が「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、51、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、114、116及び119の項)</p> <p>(別表第二における情報開示の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(住民基本台帳にに関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報開示は行わない)</p>  | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)が「住民票関係情報」が含まれる次の項<br/>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、51、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、114、116及び119の項</p> <p>行政手続における待定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に「住民票関係情報」が含まれる次の衆<br/>1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、2203、23の3、23、25、26の3、27、28、31、31の2、3103、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、4304、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2及び59の3)</p> <p>(別表第二における情報開示の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(住民基本台帳にに関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報開示はおこなわない。)</p>  |  |    |               |               |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報開示<br>登記上の根拠   |   |   |  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |               |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>8. 他の承認実施抽問  |   | -   |  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |               |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)                       | 地方公共団体情報システム機構  | 機構  |  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |               |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)                       | 9-1)発行指示  | 9-1)発行要求  |  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |               |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)<br>(備考)               | <p>6 法務省への通知事項の作成 ※特定個人情報は取り扱わない。</p> <p>6-(1) 既存住基システムにて外国人住民に係る住民登記情報との連携情報を作成する。</p> <p>6-(2) 作成した通知情報を法務省通達請求室に連携する。</p> <p>6-(3) 法務省通達請求室を介して法務省と連携する。</p> <p>7 戸籍情報システムとの連携 ※特定個人情報は取り扱わない。</p> <p>7-(1) 春日井市内戸籍簿を定めている住民の住所情報を連携する。</p> <p>8 情報提供用個人識別符号の取扱いに関する事務</p> <p>8-(1) 中間サーバから生成された通知番号と個人番号のペア情報を团体内統合登録システムを経由して送信する。</p> <p>8-(2) 市町村CSに対して、情報提供用個人識別符号の取得を行なう。</p> <p>8-(3) 個構に對し、情報提供用個人識別符号の取扱い要求を行なう。</p> <p>8-(4) 個構に對し、情報提供用個人識別符号を通知する。</p> <p>8-(5) 中間サーバに對し、情報提供用個人識別符号を通知する。</p>   | <p>8 法務省への通知事項の作成 ※特定個人情報は取り扱わない。</p> <p>8-(1) 既存住基システムにて外国人住民に係る住民登記情報との連携情報を作成する。</p> <p>8-(2) 作成した通知情報を法務省通達請求室に連携する。</p> <p>8-(3) 作成した通知情報を法務省通達請求室を介して法務省と連携する。</p> <p>7 戸籍情報システムとの連携 ※特定個人情報は取り扱わない。</p> <p>7-(1) 春日井市内戸籍簿を定めている住民の住所情報を連携する。</p> <p>8 情報提供用個人識別符号の取扱いに関する事務</p> <p>8-(1) 中間サーバから生成された通知番号と個人番号のペア情報を团体内統合登録システムを経由して送信する。</p> <p>8-(2) 市町村CSに対して、情報提供用個人識別符号の取扱い要求を行なう。</p> <p>8-(3) 個構に對し、情報提供用個人識別符号の取扱い要求を行なう。</p> <p>8-(4) 中間サーバに對し、情報提供用個人識別符号を通知する。</p>  |  |    | 事後            | 重要な変更に該当しないため |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)<br>(備考)               |   |   |  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |               |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)<br>(備考)               |   |   |  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |               |               |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(2)本人確認情報ファイル」と及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)         | ※個人番号カードに係る事務(通知カード・個人番号カードの発行・送付など)については、地方公共団体情報システム(機構)が評議書を作成しますので、機構が評議する「住民基本台帳システム及び番号制度連絡事務」を御覧ください。  |   | <p>9 コンビニ交付システムとの連携 ※特定個人情報は取り扱わない。</p> <p>9-(1) 既存住基システムから証明書発行に必要な情報を連携する。</p> <p>9-(2) 市民が個人番号カードをキオスク端末にセットし、証明書発行要求を行なう。当該要求は機構の証明書発行センターを通じて、本市のコンビニ交付システムへ送信される。</p> <p>9-(3) コンビニ交付システムで証明書PDFを作成し、証明書交付センターを通じてキオスク端末へ送信する。</p> |    |               | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(2)本人確認情報ファイル」と及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)<br>(備考) |   |   | ※ 個人番号カード等に係る事務(通知カード及び個人番号カードの発行・送付など)については、機構が特定個人情報評議書を作成している。  |    |               | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別表1)事務の内容<br>「(1)住民基本台帳ファイル」と及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)<br>(備考) | <p>1 本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-(1) 住民からの転入、転出、出生、死亡等の届出を受け付ける。</p> <p>1-(2) 住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。</p> <p>1-(3) 住民基本台帳の更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。</p> <p>1-(4) 市町村CSにて更新された本人確認情報を各サーバに通知する。</p> <p>2 本人確認に関する事務</p> <p>2-(1) 住民からの住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。</p> <p>2-(2) ③ 組合端末で、住民から提示された個人番号カードに記載された住民票コード(又は住民コードで定めた番号に記載された4桁の確認用番号)を読み出し、市町村CSを通じて、全国サーバに對して本人確認を行う。</p> <p>2-(3) 全国サーバから市町村CSを通じて、本人確認情報を受領する。</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p> <p>3-(1) 転入手続を行う住民から提出された個人番号カードを利用して本人確認(② 本人確認)を行なう。</p> <p>3-(2) 組合端末から市町村CSを経由して転出地市町村に對し転出證明書情報を送信依頼を行う。</p> <p>3-(3) 市町村CSにて転出地市町村から転出證明書情報を受領する。</p> <p>3-(4) 既存住基システムで、市町村CSから転出證明書情報を受信し、転入処理を行う。</p> | <p>1 本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-(1) 住民からの住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない。)。</p> <p>1-(2) 住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。</p> <p>1-(3) 住民基本台帳の更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。</p> <p>1-(4) 市町村CSにて更新された本人確認情報を各サーバに通知する。</p> <p>2 本人確認に関する事務</p> <p>2-(1) 住民からの住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない。)。</p> <p>2-(2) ③ 組合端末で、住民から提示された個人番号カードに記載された住民票コード(又は住民コードで定めた番号に記載された4桁の確認用番号)を読み出し、市町村CSを通じて、全国サーバに對して本人確認を行う。</p> <p>2-(3) 全国サーバから市町村CSを通じて、本人確認情報を受領する。</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p> <p>3-(1) 転入手続を行う住民から提出された個人番号カードを利用して本人確認(② 本人確認)を行なう。</p> <p>3-(2) 組合端末から市町村CSを経由して転出地市町村に對し転出證明書情報を送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない。)。</p> <p>3-(3) 市町村CSにて転出地市町村から転出證明書情報を受信し、転入処理を行う。</p> <p>3-(4) 既存住基システムで、市町村CSから転出證明書情報を受信し、転入処理を行う。</p> |  |    | 事後            | 重要な変更に該当しないため |               |

|           |   |  |   |    |               |
|-----------|---|--|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別紙1)事務の内容<br>「(1)本人確認情報ファイル」及び<br>「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う<br>事務の内容(市町村CSを中心とした<br>事務の流れ)<br>(備考) | 3-⑤ 市町村CSで、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される既入通知情報を既存市町村へ送信する同時に、既存サービスへ本人確認情報を更新情報を送信する。<br>3-⑥ 新入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。<br>4 本人確認情報検索に関する事務<br>4-① 4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。<br>※検索対象者が県内の住所地の場合は県サーバへ、県外の場合には全国サーバに対して検索の要求を行う。<br>5 権限への情報開示に係る事務<br>5-① 権限に対し、個人番号又は4情報の組合せをキーとして市町村CSの本人確認情報を送信する。<br>5-② 既存市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報を整合性確認を行う。<br>5-③ 県サーバ及び全国サーバから、市町村CSに整合性確認結果が通知される。 | 3-④ 市町村CSで、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される既入通知情報を既存市町村へ送信する同時に、既存サービスへ本人確認情報を更新情報を送信する。<br>3-⑤ 新入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。<br>4 本人確認情報検索に関する事務<br>4-① 既存市町村コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。<br>※検索対象者が県内の住所地の場合は都道府県サーバに、県外の場合には全国サーバに対して検索の要求を行う。<br>5 権限への情報開示に係る事務<br>5-① 権限に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認用の権限を行なう。<br>5-② 権限から、開示を行った者の本人確認情報を受信する。<br>6 本人確認情報検索に係る事務<br>6-① 市町村CSから既存市町村サーバ及び全国サーバにに対し、整合性確認用の本人確認情報を送信する。<br>6-② 既存市町村サーバ及び全国サーバで、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報を整合性確認を行う。<br>6-③ 県サーバ及び全国サーバから、市町村CSに整合性確認結果が通知される。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | I 基本情報<br>(別紙1)事務の内容<br>「(1)本人確認情報ファイル」及び<br>「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う<br>事務の内容(市町村CSを中心とした<br>事務の流れ)<br>(備考) | 7 送付先情報通知に係る事務<br>7-① 転入住基システムから、個人番号カード交付対象者の送付先情報を抽出する。<br>7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。<br>8 国内番号カード管理システムとの情報連携<br>8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの送付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの変換情報を連携する。  | 7 送付先情報通知に係る事務<br>7-① 既存住基システムから、個人番号カード交付対象者の送付先情報を抽出する。<br>7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。<br>8 個人番号カード管理システムとの情報連携<br>8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの送付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの変換情報を連携する。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>1. 特定個人情報ファイル名  | (1)住民基本台帳ファイル(住基マスター)、(住登外者以外の姓氏)ファイルを含む)  | (1)住民基本台帳ファイル   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 基本情報<br>3. 対象となる本人の範囲<br>その必要性                                  | 住基法第5条(住民基本台帳の届け付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民<br>※住民基本台帳に記載されている上で、転出等の事由により住民票が消滅(死亡による消滅を除く。)された者(以下「消滅者」という。)を含む  | 住基法第5条(住民基本台帳の届け付け)の規定に基づき毎日井市の住民基本台帳に記載されている住民及び住民基本台帳に記載されたが、転出等の事由により住民票が消滅(死亡による消滅を除く。)された住民  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 基本情報<br>3. 対象となる本人の範囲<br>その必要性                                  | 法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消滅又は修正すべきとされているため。  | 住基法第7条による住民基本台帳記載事項であり、住民に際する市町村事務の基礎として利用し、また、番号法第10条により情報連携に利用するため。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 基本情報<br>4.記録される項目<br>主な記録項目                                     | [ ]個人番号対応符号<br>[ ]その他(戸籍に関する情報)  | [○]個人番号対応符号<br>[○]その他(戸籍に関する情報、印鑑登録情報)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 基本情報<br>4.記録される項目<br>その妥当性                                      | ・個人番号<br>住民票記載項目管理のために保有<br>その他の識別情報<br>対象者を正確に把握するために保有<br>4情報<br>住民票記載項目管理のために保有<br>その他の住民登録情報、医療保険険険情報、児童福祉・子育て<br>情報、介護・高齢者扶養制度情報、年金額(年情報、戸籍に<br>関する登録情報<br>住民票記載項目を運営のために保有<br>※住基マスターを通じて本人確認を行なうために必要な情報として、<br>住民票の登録等に係る本人確認情報(個人番号、情報、住民<br>票コード及びこれらの変更(情報)を記録する必要がある。)   | 1 個人番号、4情報、その他の住民票記載情報、戸籍登録情報<br>住民票の記載項目として、住基法第7条各号の規定により保有するものがある。<br>2 個人番号対応符号<br>情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行うに当たり、<br>住民情報システムを通じて符号を取得する必要がある。<br>3 その他の識別情報<br>個人を正確に識別するため、保有する必要がある。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 基本情報<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元                                 | 市民課、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター、高庭寺ふれあいセンター  | 市民生活部市民課  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元  | [○]行政権限・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構)<br>[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)<br>①入手元   | [○]行政権限・独立行政法人等(機構)<br>[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手方法   | [ ]府内連携システム<br>[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)  | [○]府内連携システム<br>[○]その他(住民ネット)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手の特徴・難度                                       | 住民基本台帳の記載事項において、転入、入国等の住民異動<br>及び出生、国籍取得等の戸籍等の申請や他団体からの各<br>種通知を受けた都度に入手する。  | 転入等の住民異動届及び出生、国籍取得等の戸籍等の届出や市<br>町村等からの各種通知を受けた都度に入手する。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>④入手に係る妥当性                                       | 住基法の定めによる。   | 住基法の定めにより入手及び保有する必要がある。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>④使用目的   | 住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。  | 住基法に基づき住民の戸籍登録の公証、運営人名簿の登録そ<br>の他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民に關<br>する住民の運営の運営管理を切り、もって住民の利便を増進し、國及<br>び地方公共団体の行政の効率化に資するための事務を行う。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>使用部署                                  | 市民課、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター、高庭寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西郎ふれ<br>あいセンター、鷺東公民館、坂下公民館、グリーンハーベス春日<br>井、ルネック交付所  | 市民課、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター、高庭寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西郎ふれ<br>あいセンター、鷺東公民館、坂下公民館及びグリーンハーベス春日<br>井  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法   | ・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目<br>的に対して住民票の写しに記載する。<br>・転入先市町村に住民票を作成するため転出証明書に記載又<br>は住民基本台帳ネットワークを介した転出情報の送信<br>・転入証明書の番号法で定められた事務において本人確認によ<br>り状況把握が必要となった際の情報提供<br>・住民票登録の同意書面で確認する。  | 1 住民基本台帳の記載<br>住民の転入、出生等の届出及び転居に基づき、新たに住民票を<br>作成する。<br>2 住民基本台帳の記載事項変更<br>住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び転居に基づき、住民票の<br>記載事項を変更する。<br>3 住民基本台帳の消滅<br>住民の転出、死亡等の届出及び転居に基づき、住民票を消滅す<br>る。<br>4 住民基本台帳の認証<br>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種<br>票書を発行する。<br>5 住民票の写しの記載事項変更<br>住民の転入等の届出等の届出に基づき、住民票の記載事項を<br>変更する。<br>6 住民票のネットワーク連携<br>住民票を通じて、住民の情報を連携、都道府県、各市町村と<br>連携する。<br>7 府内連携<br>住民に関する市町村の業務データとして利用する。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |  |   |    |               |
|-----------|--|--|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 特定個人情報の入手・使用<br>手続用方法<br>情報の受取   | ・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他の本人確認書類で交付を行う。<br>・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の変更時に提供を行っている住民票コードと交換を行う。 | 住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他の本人確認書類で交付を行う。<br>機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の変更時に提供を行っている住民票コードと交換を行う。<br>担当者から受け取った情報について、4情報で交換を行う。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>手續用方法<br>権利利益に影響を与える決定                                       | 該当無し   | 住民票の離婚解除等   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託の有無   | 3件   | 4件  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項1<br>2. 取扱いを委託する特定個人情報<br>ファイルの範囲<br>その妥当性      | 住民基本台帳に係る提出や申請は、「2. 3対象となる本人の範囲」のいずれの者からも行われる可能性があるため。   | 申請及び人件コストの合理化のために窓口業務を委託しており、当該委託業務の実施のためには、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項1<br>3. 委託先への特定個人情報ファイル<br>の提供方法                | [○]その他( )  | [○]その他(市民課において、既存住基システムを操作する。)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項1<br>6. 委託先名                                    | テンプスタッフ株式会社  | バーソルテンプスタッフ株式会社   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項2   | 既存住基システムの運用保守委託  | 既存住基システム、団体内統合宛名システム(以下「既存住基システム等」という。)の運用保守委託  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項2<br>(1)委託内容                                    | 既存住基システムの運用保守  | 既存住基システム等の運用保守  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項2<br>2. 取扱いを委託する特定個人情報<br>ファイルの範囲<br>その妥当性      | 既存住基システムの対象は「2. 3対象となる本人の範囲」のすべての者となるため。   | 既存住基システムは、住民基本台帳システムの全てを保持しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項2<br>4. 委託先への特定個人情報ファイル<br>の提供方法                | [○]その他(データセンター内でのシステムの直接操作)  | [○]その他(市役所及び社内リモートでシステムを操作する。)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3   | コンビニ交付システム(住基・印鑑)構築委託  | コンビニ交付システム(住基・印鑑)の運用保守委託  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3<br>1. 委託内容                                    | 1. コンビニ交付システムの構築実績<br>2. 法制度改正等による中継サーバの改修作業   | コンビニ交付システム(住基・印鑑)の運用保守  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3<br>2. 取扱いを委託する特定個人情報<br>ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | 本市に住民登録があり個人番号カードを保有している者  | 本市に住民登録があり個人番号カードを保有している者及び当該者の両一世帯員  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3<br>2. 取扱いを委託する特定個人情報<br>ファイルの範囲<br>その妥当性      | 個人番号カードを使用した認証によりコンビニ交付を可能とするため、個人番号カードを保有している人のシリアル番号等を取扱うシステムの構築であるため。                                   | コンビニ交付システムは、住民基本台帳システム内の特定個人情報情報を保持しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイルの一部を利用する必要がある。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3<br>4. 委託先への特定個人情報ファイル<br>の提供方法                | [○]その他(データセンター内において、直接コンビニ交付システムを操作する。)  | [○]その他(データセンター内において、直接コンビニ交付システムを操作する。)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3<br>5. 再受託方法                                   | 受託先から申請を受け、許諾を判断   | 委託先から申請を受け、許諾について判断している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3<br>9. 再受託事項                                   | 事案に応じて、適宜調整・協議する。  | コンビニ交付システム(住基・印鑑)の運用保守  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項3<br>9. 再受託事項                                   | コンビニ交付システム(戸籍)構築委託   | コンビニ交付システム(戸籍)の運用保守委託   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項4<br>1. 委託内容                                    | 1. コンビニ交付システムの構築実績<br>2. 法制度改正等による中継サーバの改修作業   | コンビニ交付システム(戸籍)の運用保守   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |   |  |   |    |               |
|-----------|---|--|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託事項4<br>②取扱いを委託する特定個人情報<br>ファイルの範囲<br>その妥当性 | 本市に本籍があり個人番号カードを使用した記録によりコンビニ交付を可能とするため、個人番号カードを保有している人のシリアル番号等を取り扱うシステムの構成であるため。  | コンビニ交付システムは、住民基本台帳システム内の特定個人<br>情報を保護しており、運用保守のためには、特定個人情報ファイル<br>の一部を利用する必要がある。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項4<br>④委託先への特定個人情報ファイルの<br>提供方法     | [〇]その他(データセンター内のシステムの直接操作)   | [〇]その他(自部署において、直接連携サーバを操作する。)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項4<br>⑤委託先名                         | 株式会社日立システムズ  | 株式会社日立システムズ中部支社   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの<br>委託<br>委託事項4<br>⑥委託先の根拠                       | 番号法第19条第7号、別表第二(第1項)、行政手続における特<br>定の届け出を區別するための番号の利用等に関する法律別表第2<br>の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2<br>主務省令」という。)第1条<br>⑦法令上の根拠 | 番号法第19条第7号、別表第2の1の項、別表第2主務省令第1<br>条   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこと<br>とされた健康保険に関する事務   | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこと<br>とされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこと<br>とされた船員保険に関する事務   | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うことと<br>された船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第33号附則<br>第三十九条の規定によらないお従前の例によるものとのされた平成<br>十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法<br>による保険給付の支給に関する事務             | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39<br>条の規定によらないお従前の例によるものとのされた平成19年法律第<br>30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の<br>支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 児童福祉法による養育費親若しくは妻子親相親親の意味、監護<br>の認定又は障害児入所給付費、高齢障害児入所給付費若しくは<br>は定年入所障害児食費等給付費の支給に関する事務                                      | 児童福祉法による養育費親若しくは妻子親相親親の登録、里親<br>の認定又は障害児入所給付費、高齢障害児入所給付費若しくは<br>は定年入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務<br>省令で定めるもの                     | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 児童福祉法による小児慢性特定疾痾医療費の支給に関する事<br>務   | 児童福祉法による小児慢性特定疾痾医療費の支給に関する事<br>務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 児童福祉法による障害児通所給付費、待機障害児通所給付<br>費、高齢障害児通所給付費、障害児相談支援費等は障<br>害児相談支援費等の支給又は障害福祉サービスの提供に關す<br>る事務                                 | 児童福祉法による障害児通所給付費、待機障害児通所給付費、<br>障害児相談支援費等の支給又は障害福祉サービスの提供に關す<br>る事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事<br>務   | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事<br>務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務   | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務<br>であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等<br>への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務  | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等<br>への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務   | 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務<br>省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又<br>は費用の徴収に関する事務  | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又<br>は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①委託先<br>②提供先における用途             | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ<br>く条例による地方税の賦課徴収に関する事務   | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ<br>く条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令<br>で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |  |  |    |               |
|-----------|--|--|--|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先1<br>②提供先における用途  | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務                | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先1<br>②提供先における用途  | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務                                      | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの                                      | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先1<br>②提供先における用途  | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務                        | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                        | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先1<br>②提供先における用途  | 厚生年金保険法による年金である医療給付又は一時金の支給に関する事務                          | 厚生年金保険法による年金である医療給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                          | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先1<br>②提供先における用途  | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務           | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの           | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先2<br>②提供先における用途  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務                            | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先2<br>②提供先における用途  | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務                                 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先2<br>②提供先における用途  | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務      | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの      | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先23<br>②提供先における用途 | 国民健康保険法による保険料の支給又は保険料の徴収に関する事務                             | 国民健康保険法による保険料の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                             | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先24<br>②提供先における用途 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する支給又は保険料その他の収支の徴収に関する事務 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する支給又は保険料その他の収支の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先25<br>②提供先における用途 | 知的障害者基盤法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務          | 知的障害者基盤法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの          | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先26<br>②提供先における用途 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは敷地の決定若しくは変更又は収入超過否に対する措置に関する事務        | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは敷地の決定若しくは変更又は収入超過否に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの        | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先27<br>②提供先における用途 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務                                  | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先28<br>②提供先における用途 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務                                | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先29<br>②提供先における用途 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等にに関する施行法による年金である給付の支給に関する事務  | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等にに関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先30<br>②提供先における用途 | 老人福祉法による措置に関する事務   | 老人福祉法による措置に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先31<br>②提供先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務  | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先32<br>②提供先における用途 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務                     | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                     | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先33<br>②提供先における用途 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務                     | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                     | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先34<br>②提供先における用途 | 母子保険法による費用の徴収に関する事務  | 母子保険法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先35<br>②提供先上の根拠   | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務                                | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①提供先36<br>②提供先における用途 | 母子法第19条第7号、別表第2(74)市町村長(児童手当第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)の項       | 母子法第19条第7号、別表第2(74)市町村長(児童手当第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)の項                     | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |   |  |  |    |               |
|-----------|---|--|--|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先35<br>1 法令上の根拠    | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務  | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先36<br>1 法令上の根拠    | 番号法第19条第7号 別表第二(第77項)、別表第二主務省令第41条   | 番号法第19条第7号、別表第2(77 厚生労働大臣の項)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先37<br>2 提供先における用途 | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務  | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先37<br>1 法令上の根拠    | 番号法第19条第7号 別表第二(第80項)、別表第二主務省令第43条   | 番号法第19条第7号、別表第2(77 厚生労働大臣の項)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先37<br>2 提供先における用途 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の収取に関する事務   | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の収取に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先38<br>2 提供先における用途 | 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である医療給付の支給に関する事務  | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である医療給付の支給に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先39<br>2 提供先における用途 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務   | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先40<br>2 提供先における用途 | 原子爆弾被爆者に対する還護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務   | 原子爆弾被爆者に対する還護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先41<br>2 提供先における用途 | 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務  | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先42<br>2 提供先における用途 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務  | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先44<br>2 提供先における用途 | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務   | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先45<br>2 提供先における用途 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である納付の支給に関する事務 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である納付の支給に関する事務 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先46<br>2 提供先における用途 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である納付の支給に関する事務 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である納付の支給に関する事務 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先47<br>2 提供先における用途 | 独立行政法人農業者年金基会法による農業者年金基会の給付の支給又は保険料その他の収取に関する事務  | 独立行政法人農業者年金基会法による農業者年金基会の給付の支給又は保険料その他の収取に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先48<br>2 提供先における用途 | 独立行政法人農業者年金基会法による農業者年金基会の給付の支給又は保険料その他の収取に関する事務  | 独立行政法人農業者年金基会法による農業者年金基会の給付の支給又は保険料その他の収取に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先49<br>2 提供先における用途 | 独立行政法人農業者年金基会法による農業者年金基会の給付の支給又は保険料その他の収取に関する事務  | 独立行政法人農業者年金基会法による農業者年金基会の給付の支給又は保険料その他の収取に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先50<br>2 提供先における用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与及び支給に関する事務  | 独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与及び支給に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先51<br>2 提供先における用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法による副作用教済給付又は感染疾患給付の支給に関する事務   | 独立行政法人日本学生支援機構法による副作用教済給付又は感染疾患給付の支給に関する事務   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先52<br>2 提供先における用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与及び支給に関する事務  | 独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与及び支給に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先53<br>2 提供先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先54<br>2 提供先における用途 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による障害給付又は給付の支給に関する事務  | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による障害給付又は給付の支給に関する事務  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先55<br>2 提供先における用途 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支給の算定に係る加算金の支給に関する法律による保険給付運営特別加算金又は給付運営特別加算金の支給に関する事務                                      | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支給の算定に係る加算金の支給に関する法律による保険給付運営特別加算金又は給付運営特別加算金の支給に関する事務                                      | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先56<br>2 提供先における用途 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務   | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |   |  |   |    |               |
|-----------|---|--|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先5<br>②提供先における用途 | 難民訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による難民訓練受講給付金の支給に関する事務  | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による難民訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先5<br>②提供先における用途 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務   | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先5<br>②提供先における用途 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務  | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先1<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下番号利用条例)といふ)第4条第2項、別表第2の8の項、別表第2主務省令第7条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先1<br>②移転先における用途 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育院施設若しくは養子縁組親親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾患療養費、宿泊の納付、障害児入所料納付費、高齢障害児入所料納付費、特定入所障害児扶養料納付費若しくは障害児入所料納付費の支給、特定入所障害児扶養料納付費若しくは障害児入所料納付費の支給、日常生活の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の収支に関する事務 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第164号)による養育院施設若しくは養子縁組親親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾患療養費、宿泊の納付、障害児入所料納付費、高齢障害児入所料納付費、特定入所障害児扶養料納付費若しくは障害児入所料納付費の支給、日常生活の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の収支に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の9の項、別表第2主務省令第8条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>②移転先における用途 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高齢障害児通所給付費、扶助不自由児通所障害費、障害児預託入所給付費若しくは特例障害児預託入所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の収支に関する事務   | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高齢障害児通所給付費、扶助不自由児通所障害費、障害児預託入所給付費若しくは特例障害児預託入所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは指図又は費用の収支に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先3<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の11の項、別表第2主務省令第10条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先3<br>②移転先における用途 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保育の実施に関する事務   | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保育の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先4<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の18の項、別表第2主務省令第13条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先4<br>②移転先における用途 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実質の収支に関する事務  | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実質の収支に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先5<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の20の項、別表第2主務省令第14条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先6<br>①法令上の根拠    | 身体障害者手帳法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務   | 身体障害者手帳法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先6<br>②移転先における用途 | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の20の項、別表第2主務省令第14条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先7<br>①法令上の根拠    | 身体障害者手帳法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の収支に関する事務  | 身体障害者手帳法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の収支に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先7<br>②移転先における用途 | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の27の項、別表第2主務省令第20条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先7<br>③移転先における用途 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による診察、入院料金、費用の収取、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院料金、費用の収取、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先8<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の21の項、別表第2主務省令第22条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先8<br>②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、医療に要する費用の返還又は収益金の収支に関する事務   | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、医療に要する費用の返還又は収益金の収支に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>提供先9<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の18の項、別表第2主務省令第24条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |   |   |   |    |               |
|-----------|---|---|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務              | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの              | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条。番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の2の6項、別表第2主務省令第25条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務                                     | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの                                     | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の53の項、別表第2主務省令第27条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 戦傷病者慰戻没亡者等填譜法(昭和二十七年法律第百二十七号)による填譜に関する事務  | 戦傷病者慰戻没亡者等填譜法(昭和二十七年法律第127号)による填譜に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の34の項、別表第2主務省令第28条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 学生保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務  | 学生保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の57の項、別表第2主務省令第31条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険料の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務                                | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の61の項、別表第2主務省令第32条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付基準による給付額の支給、基準の改定又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項                 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付基準による給付額の支給、基準の改定又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務                        | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の82の項、別表第2主務省令第33条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務                      | 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                        | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の68の項、別表第2主務省令第37条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいふ。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは賃料の決定若しくは家賃又は収入超過者に対する措置に関する事務 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいふ。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは賃料の決定若しくは家賃又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の67の項、別表第2主務省令第38条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務   | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の70の項、別表第2主務省令第39条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務  | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>①法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条  | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の74の項、別表第2主務省令第40条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②移転先<br>②移転先における用途 | 被災者等の対応に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務                                   | 被災者等の対応に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの                                     | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |  |   |    |               |
|-----------|--|--|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先20<br>②移転先における用途 | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の80の項、別表第2主務省令第43条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先21<br>②法令上の根拠    | 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務   | 老人福祉法(昭和三十八年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先21<br>②移転先における用途 | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の85の2の項、別表第2主務省令第43の4条  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先21<br>②移転先における用途 | 戦傷病者特別措置法(昭和三十八年法律第百六十八号)による措置に関する事務   | 戦傷病者特別措置法(昭和三十八年法律第168号)による措置に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先22<br>②法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の4の項、別表第2主務省令第47条   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先22<br>②移転先における用途 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による奨金の交付に関する事務   | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第129号)による奨金の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先23<br>②法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の103の項、別表第2主務省令第51条   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先23<br>②移転先における用途 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務   | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先24<br>②法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の109の項、別表第2主務省令第55条   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先24<br>②移転先における用途 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先25<br>②法令上の根拠    | 住民基本台帳法第1条   | 住民基本台帳法第1条、番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、別表第2の116の項、別表第2主務省令第59の2条   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の提供・移転(委託<br>に伴うものを除く。)<br>①移転先25<br>②移転先における用途 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定個人情報の保護・消去<br>①保管場所                                 | 春日井市における措置。<br>・特定個人情報が保管されているサーバは、監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置している。<br>中間サーバプラットフォームにおける措置<br>・中間サーバプラットフォームにてデータセンターに設置している、データセンターへの入室を監査に重点化している。<br>・特定個人情報は、サーバ室内に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。   | 1.コンビニ交付システム(戸籍)<br>春日井市庁舎内の監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置しているサーバ内で特定個人情報を保管している。<br>2.コンビニ交付システム(戸籍)以外のシステム<br>入館及び入室を厳密に管理した部屋に設置してあるサーバ内で特定個人情報を保管している。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>6.特定個人情報の侵害・消去<br>②保管期間・期間                              | [定められていない]   | [20年以上]   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>6.特定個人情報の侵害・消去<br>②消去方法                                 | ・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要である。<br>・消去された住民票については、住基法施行令第34条に基づき5年以上保管する。   | 1.住民基本台帳に記載されている限り保管が必要である。<br>2.消去された住民票については、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第34条第1項に基づき150年以上保管する。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>6.特定個人情報の侵害・消去<br>③消去方法                                 | 春日井市における措置。<br>・申請書類の紙媒体については春日井市文書取扱規程に基づき保管の後、廃棄時は外部業者による溶解処理を行う。システム更改時は、導入裏表によるデータ消去及び消去證明書の提出を義務づけている。<br>中間サーバプラットフォームにおける措置<br>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保管された方法が読み出しきれないよう、物理的の確実性は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、各システムの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。また、ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保管された情報が読み出しきれないよう、物理的の確実性は専用ソフト等を利用して完全に消去することとしている。<br>2.紙媒体については、確實にシュレッダー処理により廃棄することとしている。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |   |   |    |               |
|-----------|--|---|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>7.書き  |   |   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>2.基本情報<br>3.対象となる本人の範囲  | 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の領え付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)<br>※消滅者を含む。   | 住基法第5条(住民基本台帳の領え付け)の規定に基づき各日本市の住民基本台帳に記録されている住民及び住民基本台帳に記載されていたが、転出等の事由により住民票が消滅(死亡による消滅を除く。)された住民  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>2.基本情報<br>4.記録される項目<br>その妥当性  | ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報<br>住基ネットを通じて本人確認を行ために必要な情報として、住民票等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。  | 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>2.基本情報<br>6.事務担当部署  | 市民課、返下出張所、東部市民センター、味津ふれあいセンター、高底寺ふわあいセンター、情報システム課   | 市民生活部市民課  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>3.特定個人情報の入手・使用<br>8.使用方法  | ・住民票の記載事項の変更又は削除作成が生じた場合、既存住基システムから当該キード、隣接情報の更新情報を受領して既存住基システム(市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該個人情報の更新情報を都道府県知事に通報する。(市町村CS→都道府県CS)<br>・住基ネットから提出された個人番号コードを基に登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書類等の記載内容を照合し確認する上で本人確認を行なう(個人番号カード→市町村CS)。<br>・4情報(住所、姓別、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。<br>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事登録個人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構登録個人確認情報ファイル(全国サーバ)と照合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。 | 1. 住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該キード、隣接情報の更新情報を受領して既存住基システム(市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該個人情報の更新情報を都道府県知事に通報する。(市町村CS→都道府県CS)<br>2. 住基ネットから提出された個人番号コードを基に登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書類等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行なう(個人番号カード→市町村CS)。<br>3. 住民票コード、個人番号又は4情報(住所、姓別及び本人確認情報ファイルの内容)が都道府県知事登録個人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構登録個人確認情報ファイル(全国サーバ)と照合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1  | 住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託  | 住基ネットの運用保守委託  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>①委託内容                                 | 住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守  | 住基ネットの運用保守  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様  | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>その妥当性      | 住民基本台帳ネットワークシステムユニケーションサーバ(ゆき)空室した駆動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。  | 住基ネットは、本人確認情報ファイルの全てを保持しており、運用保守のためにには、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法                 | [〇]その他(サーバ内にてシステムの直接操作)   | [〇]その他(直接市町村CSや統合窓口を操作する。)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>5.特定個人情報の提供・譲転(譲託に伴うものを除く。)<br>6.提供方法                                 | [〇]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)  | [〇]その他(住基ネット)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>5.特定個人情報の提供・譲転(譲託に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>6.提供方法                         | 都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構(機構)  | 機構  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>5.特定個人情報の提供・譲転(譲託に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>6.提供方法                         | [〇]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)  | [〇]その他(住基ネット)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>6.特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所   | 特定個人情報の保管されているサーバは、監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置している。   | 春日井市庁舎内の監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置しているサーバ内で特定個人情報を保管している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>6.特定個人情報の保管・消去<br>②保管期間   | ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。<br>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(覆面情報)及び消滅者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。   | 1. 住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管しておく必要がある。<br>2. 住民票の記載の修正前の本人確認情報(覆面情報)及び消滅者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管しなければならない。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>6.特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法   | 本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去している。  | 本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |   |   |   |               |               |
|-----------|---|---|---|---------------|---------------|
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(2)本人確認情報ファイル<br>7. 個考  | -   | 事後  | 重要な変更に該当しないため |               |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性                                       | 住民登録内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の届付け)に基づき住基法第5条(住民基本台帳の届付け)に基づき登録された住民を指す)  | 事後  | 重要な変更に該当しないため |               |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性                                       | 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付与者全員に送付する必要があります。<br>また、同法第7条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていますことから、合わせて、交付申請書を通知カード送付責任全員に送付する必要があります。<br>市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード間連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を権限に委託する。         | 事後  | 重要な変更に該当しないため |               |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>2. 基本情報<br>④記述される項目<br>その妥当性  | 個人番号、4情報、その他住民登録情報<br>個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要があります。<br>・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)<br>通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード間連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を権限に委託するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があります。 | 事後  | 重要な変更に該当しないため |               |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>2. 基本情報<br>⑤業務担当部署  | 市民課   | 市民生活部市民課  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>②入手方法  | [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)  | [○]その他(住基ネット)   | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手の時期・頻度  | 使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する。(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた場合は入手する)。  | 新たに個人番号の通知対象者が生じた場合、4情報を変更があった者が生じた場合等の都度   | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑤本人への明示  | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード間連事務の委任)  | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード間連事務の委任)において表示されている。  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑥使用目的  | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード間連事務の委任)にて明示される。  | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード間連事務の委任)にて明示される。  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>使用部署                                     | 市民課、坂下出張所、東郷市民センター、味美ふれあいセンター、高庭寺ふれあいセンター   | 市民課、坂下出張所、東郷市民センター、味美ふれあいセンター及び高庭寺ふれあいセンター  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1   | 住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託  | 住基ネットの運用保守委託  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>①委託内容                                | 住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守  | 住基ネットの運用保守  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様  | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>③取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | 住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの運営実施した権限のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。   | 住基ネットは、本人確認情報ファイルの全てを保持しており、運用保守のために、特定個人情報ファイルの全体を利用する必要がある。                                     | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法                | [○]その他(サーバ室内にてシステムの直接操作)  | [○]その他(直接市町村CSや統合端末を操作する。)  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものと除く)<br>④提供先                                   | 都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構(機構)  | 機構  | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものと除く)<br>⑤提供先                                   | [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)  | [○]その他(住基ネット)   | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものと除く)<br>⑥提供先                                   | 使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する。(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた場合は提供する)。  | 新たに個人番号の通知対象者が生じた場合、4情報を変更があった者が生じた場合等の都度   | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所  | 特定個人情報の保管されているサーバは、監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている廊室に設置している。   | 春日井市庁舎内の監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている廊室に設置しているサーバ内で特定個人情報を保管している。                                      | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>(3)送信先情報ファイル<br>7. 篠考   | -   | 事後  | 重要な変更に該当しないため |               |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>③対象以外の情報の入手を防止するための措置の内容               | ・窓口において提出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳密に行う。<br>・提出書類をシステムへ入力後、提出書類とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。  | 1. 提出及び申請の窓口において、提出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳密に行っている。<br>2. 住基ネットを通じての入手は、他市町村から通知された対象者以外の情報を入手できない。 | 事後            | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>④必要な情報は手入力することを防止するための措置の内容            | ・提出書類を提出に応じた必要項目以外は記載できないようレイアウトにしている。<br>・住基ネットを通じて本人確認情報を検索する際、検索目的が法令に基づくものであるかの確認メッセージを表示させている。   | 提出書類及び申請書類のレイアウトを、提出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。   | 事後            | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |   |   |    |               |
|-----------|--|---|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2.特定期個人情報の入手<br>入手の際には特定個人情報を誤認し、紛失するリスクに対する措置の内容       | ■既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みであります。<br>3.住基ネットでの通信は全て専用回線及び専用交換機等で構成されたネットワークを介して行う。また、通信を行うごとに、裏回した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。  | ■既存住基システムの環境は閉域網であり、限られたシステムとのみ接続できる仕組みである。<br>3.住基ネットとの通信は全て専用回線及び専用交換機等で構成されたネットワークをして行う。また、通信を行うごとに、裏回した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。  |    |               |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>2.特定期個人情報の使用<br>特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置       |   |   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>登名システムにおける措置の内容                         | ・統合登名システムは、個人番号取扱事業の担当部署等から他の特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。<br>・統合登名システムは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保有しており、当該車両にて必要なない情報との紐付けは行われない。   | 1.統合登名システムは、個人番号取扱事業の担当部署等以外からの特定個人情報へのアクセスを行なうことができる仕組みとなっている。<br>2.統合登名システムは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保有しており、必要なない情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>事務部門で扱うその他のシステムにおける措置の内容                | ・既存住基システムと住基ネット市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。<br>・戸籍システムでは個人番号を用いた連絡を行えないよう仕組みとして担保する。また、戸籍システムには個人番号を保有しない。<br>・入管登録窓口では個人番号を用いた連絡を行えないよう仕組みとして担保する。また、入管登録窓口では個人番号を保有しない。<br>・コンビニ交付システムでは個人番号の連携を行わない。また、コンビニ交付システムでは個人番号を保有しない。 | 1.既存住基システム、住基ネット及び市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けを行わない。<br>2.戸籍システムでは、個人番号を用いた連絡を行えない仕組みとなっており、また、戸籍システムには個人番号を保有しない。<br>3.入管登録窓口では、個人番号を用いた連絡を行えない仕組みとなっており、また、入管登録窓口では個人番号を保有しない。<br>4.コンビニ交付システムでは個人番号が行えない仕組みとなっており、また、コンビニ交付システムでは個人番号を保有しない。                 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>ユーザー認証の登録<br>具体的な管理方法                   | ・生体(手のひら静脈)認証による操作者認証を行う。<br>・コンビニ交付システムによる登録二回目では、J-LIS認明書交付センターにて利用登録用電子登録用紙、PINコードによる認証を実施し、認証済みの要求のものに対応することで、本人からの要求のみに応じている。また、電子番号カード紛失や紛失登録用紙の複数枚引出し等は、J-LIS認明書交付センターにてログを実施することで、利用を制限し、第三者による不正利用を防ぐ措置を講じている。                     | 1.生体(手のひら静脈)認証による操作者認証を行っている。<br>2.コンビニ交付システムによる登録二回目では、利用登録用電子登録用紙、PINコードによる認証のみの要求のみに応じることで、本人からの要求のみに対応している。また、電子番号カード紛失や紛失登録用紙の複数枚引出し等は、電子認明書等をロードする仕組みが構成されている。<br>3.電子登録用紙等による認証が実施されており、第三者による不正利用を防ぐ措置が講じられている。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>アクセス権限の発効・執行の管理<br>具体的な方法               | ・ユーザIDの範囲は情報システム課職員が行う。<br>・ユーザIDの申請には所轄課長がシステム管理者(情報システム課長)に届け出をし、承認を受ける。<br>・ユーザIDについては、情報システム課職員が原則的にチェックを行い、不正なものを削除する。また、利権期間が明確にならぬについては、ユーザIDによる定期削除を設定し、期限到来により自動的に失効するようになっている。  | 1.ユーザIDの管理はシステム管理者(情報システム課長)及びセキュリティ責任者(市民課長)が行っている。<br>2.ユーザIDの申請はセキュリティ責任者(市民課長)がシステム管理者(情報システム課長)に届け出し、承認を受ける。<br>3.ユーザIDについては、セキュリティ責任者(市民課長)が定期的にチェックを行い、不要なものを削除する。また、ユーザIDによる定期削除を設定し、期限到来により自動的に失効するようになっている。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>特定個人情報の使用の記録<br>具体的な方法                  | ・パンクアップされた操作履歴は変更された順番、削除する。<br>・コンビニ交付システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・興動を行ったかを記録している)。また、利用登録による認証から操作終了までの間、監査証跡の記録を行っている。(利用者がどのような認証発行要求を行ったかを記録している)。  | 1.操作履歴をバックアップし、一定期間保存している。<br>2.コンビニ交付システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・興動を行ったかを記録している)。また、利用登録による認証から操作終了までの間、監査証跡の記録を行っている。(利用者がどのような認証発行要求を行ったかを記録している。)   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>特定個人情報の使用の記録<br>具体的な方法                  | ・データの不正複製の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導している。<br>・委託先には契約契約にて個人情報保護準則を遵守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>・違反行為を行った場合は、地方公務員法第29条第1項(懲戒処分)又は刑法233条(業務上横領罪)等の罰則規定にて罰せを講じる。  | 1.データの不正複製の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導している。<br>2.委託先には契約契約にて個人情報保護準則を遵守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>3.違反行為を行った場合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項(懲戒処分)又は刑法(明治40年法律第45号)第233条(業務上横領罪)等の罰則規定により罰せを講じている。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>特定個人情報の使用の記録<br>具体的な方法                  | ■特定期個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめている。   | 略   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4.特定期個人情報の取扱いの委託<br>特定個人情報の提供ルール                        | 1.オペレーション業務免託にに関しては、仕様書にて委託業務実施場所を春日井市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。<br>略   | 1.窓口業務免託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を春日井市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4.特定期個人情報の取扱いの委託<br>特定個人情報の消去ルール                        | ・委託先が業務を完了した後には、市に特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。   | 委託業務の完了した後には、特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4.特定期個人情報の取扱いの委託<br>特定個人情報の取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定期個人情報の提供・移転<br>特定個人情報の提供・移転等記録の記録<br>具体的な方法         | 情報提供ネットワークシステム及び既存住基システムによる「移転」は操作ログが記録される。上記以外の手段による場合は、春日井市における個人情報の取扱いに関する指針(以下「指針」といいます)に規定する特定個人情報等記録等を作成している。   | 情報提供ネットワークシステム及び既存住基システムによる「移転」は操作ログが記録される。上記以外の手段による場合は、春日井市における個人情報の取扱いに関する指針(以下「指針」といいます)に規定する特定個人情報等記録等を作成している。   |    |               |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定期個人情報の提供・移転<br>特定個人情報の提供・移転等の内容及びルール遵守の確認方法         | 特定個人情報の提供・移転に当たっては、システム及び情報の取扱い委託及び指針に基づき、特定個人情報の所管課等以外の課等が当該特定個人情報を利用し、提供を受けようとしたときは利用目的、利用範囲等を明記し、所管課が適正と認めた場合に限り許可し、提供、移転を行なっている。  | 【既存住基システム】<br>専用法等関係法令で定められた事項についてのみを行う。<br>「移転」については、システム及び指針の取扱いに関する要綱に基づき、特定個人情報の提供・移転の指針法等を記載した申請書を事前に相手先の所管課に提出し、利用の承認を受ける。その後、情報システム課に承認書の写しを提出する。<br>【上記以外】<br>専用法等関係法令で定められた事項についてのみを行う。<br>「提供」又は「移転」があった場合は、春日井市における個人情報の取扱いに関する指針に基づき、専用等の日時、提供情報等を記録する。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定期個人情報の提供・移転<br>その他の措置の内容                            |   | -   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定期個人情報の提供・移転<br>リスクに対する措置の内容                         | ・不正なアクセスに対してアクセスを許可しない。<br>・指定した端末、アクセストートでのみ提供できる制御を行っている。<br>・情報漏洩・情報復元の記録が逐一保管される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。   | 1.不正なアクセスを防止する措置を行っている。<br>2.指定した端末、アクセストートでのみ提供できる制御を行っている。<br>3.情報漏洩・情報復元の記録が逐一保管される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定期個人情報の提供・移転<br>リスクに対する措置の内容                         |   | -   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>5.特定期個人情報の提供・移転<br>特定個人情報の提供・移転における他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   | -   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |   |   |    |               |
|-----------|--|---|---|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>6.情報提供ネットワークシステムとの連携<br>リスク7.誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク<br>6.不適切な方法で提供されリスク | 春日井市における措置<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。 | 1. 春日井市における措置<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。<br>・中間サーバへの情報送信は、既存住基システムの更新の都度を行い、その正確性を担保する。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>7.特定期個人情報の保管・消去<br>5.物理的対策   | ・特定期個人情報が保管されているサーバの設置場所(データセンター)には、入退室には運営者の許可が必要なし上、監視カメラや生体認証での入退室管理を行っている。<br>・サーバの設置場所(データセンター)は免査査場であり、非常用電源も備え災害対策も行っている。<br>・運営者によるサーバラックの扉の管理が実施されている。   | 1. 特定期個人情報が保管されているサーバの設置場所では、入退室には運営者の許可が必要なし上、監視カメラや生体認証での入退室管理を行っている。<br>2. サーバの設置場所は免査査場であり、非常用電源も備え災害対策も行っている。<br>3. 運営者によるサーバラックの扉の管理が実施されている。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>7.特定期個人情報の保管・消去<br>その他のリスクに対する措置   | =   | =   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>7.特定期個人情報の保管・消去<br>5.物理的対策   | ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記載)等により市町村CSにおいて既存住基システムを操作して入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で保護する。<br>・正当な利用目的以外の目的でデータベースを検索されることを防止するため、本人確認情報の検索は行い際の権限条件として、少なくとも別に障子2(情報漏洩上、氏名と住所の場合は、氏名と生年月日の組合せ)を設定を必須とする。  | 1. 届出書及び申請書のレイアウトを、届出に応じた必要項目以外は記載しないようにしている。<br>2. 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記載)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で保護している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>2.特定期個人情報の入手<br>リスク3.入手の際の本人確認の記載の内容   | ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに規定されたため、既存住基システムでの住民登録届の受け付け欄に、届出の窓口において本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。また、代理人の場合は代代理人から個人番号カード等の提示を求め代理人本人であることを確認及び委任状等により代理権限を有していることを確認する。  | 本人確認情報の入手元は既存住基システムに規定されたため、既存住基システムでの住民登録届の受け付け欄に、届出の窓口において本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。また、代理人の場合は代代理人に対して個人番号カード等の提示を求める代わりに本人であることを確認及び委任状等により代理権限を有していることを確認する。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>2.特定期個人情報の入手<br>リスク4.入手の際の本人確認の記載の内容   | ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定期個人情報の漏洩・紛失の防止に役立てる。<br>・操作者の認証を行う。<br><br>市町村CSの「サード」上で動作するアプリケーション(市町村CSの「サード」上で動作するアプリケーション)、市町村CSで実現されるデータの安全保証対策、不正アクセスの防止等には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗難、改ざん、破壊及び改ざんの確実な防護、端末の不正利用及びなりすまし等を防ぐ。<br>また、市町村CSの「サード」自体には、外部からの不正アクセス等に対する防護機能を備えている。外部からの不正アクセス等に対する防護機能を備えている。                            | 1. 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(市町村CSの「サード」上で動作するアプリケーション)、市町村CSで実現されるデータの安全保証対策、不正アクセスの防止等には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗難、改ざん、破壊及び改ざんの確実な防護、端末の不正利用及びなりすまし等を防ぐ。<br>また、市町村CSの「サード」自体には、外部からの不正アクセス等に対する防護機能を備えている。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>2.特定期個人情報の入手<br>リスク4.入手の際の本人確認の記載の内容   | -   | -   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>リスク4.リスクに対する措置   | 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。  | 市町村CSと団体内統合宛名システム間の接続は行わない。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>リスク4.リスクに対する措置   | -   | -   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>3.特定期個人情報の使用<br>リスク4.リスクに対する措置   | ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。<br>・業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。<br>・委託先には契約的約款にて個人情報保護事項を遵守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。  | 1. システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。<br>2. 業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導している。<br>3. 委託先には契約的約款にて個人情報保護事項を遵守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。<br>4. 違反行為を行った場合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項(懲戒処分)や刑法(明治40年法律第45号)第253条(業務上過失漏洩罪)等の罰則規定により措置を講じる。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定期個人情報の使用<br>リスク4.特定期個人情報の消去ルール   | ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。<br>・委託先に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。<br>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。  | 1. システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。<br>2. 委託先に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。<br>3. 違反行為を行った場合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項(懲戒処分)や刑法(明治40年法律第45号)第253条(業務上過失漏洩罪)等の罰則規定により措置を講じる。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定期個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定期個人情報の消去ルール  | -   | -   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定期個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定期個人情報の消去ルール  | ・委託先が義務を完了した後には、市に特定期個人情報を当市に返却する旨を誓約書に明記している。  | ・委託業務の完了した後は、特定期個人情報を当市に返却する旨を誓約書に明記している。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定期個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2)本人確認情報ファイル<br>4.特定期個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定期個人情報の消去ルール  | -   | -   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |   |  |  |    |               |
|-----------|---|--|--|----|---------------|
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク3<br>リスク4に対する措置の内容                        | ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>システム上、既存元から指定された検索条件に基づき削除結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた場合は、市町村CSへの登録時点での項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報は通知するこそシステム上で担保する。<br><br>・誤った相手に情報提供してしまうリスクへの措置<br>相手方(郵便局等サーバ)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手への情報の提供はなされないことがシステム上で担保される。   | 1. 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>既存元から指定された検索条件に基づき削除結果を適切に提供・移転することがシステム上で担保されている。<br>また、本人確認情報に変更が生じた場合は、市町村CSへの登録時点での項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報を通知することがシステム上で担保されている。<br><br>2. 誤った相手に情報提供してしまうリスクへの措置<br>相手方(郵便局等サーバ)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手への情報の提供はなされないことがシステム上で担保されている。      | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>リスク3<br>特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | -  | -  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>6. 対定個人情報の提供・移転<br>リスク4～7. 情報提供ネットワークとの接続                       | [ ] 持続しない(提供)  | [O] 持続しない(提供)  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>6. 対定個人情報の提供・移転<br>リスク4～7. 情報提供ネットワークとの接続<br>リスク4に対する措置         | -  | 記載誤りより削除   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク4に対する措置                                   | 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消滅後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。   | 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消滅後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>7. 対定個人情報の保管・消去<br>リスク4～7. 消去手順                                 | ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消滅者の本人確認情報を消去する仕組みとしている。<br>・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。<br>・申請書等については毎日井戸支支取扱機程に基づき保管及び運用を適切に実施する。  | 1. システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消滅者の本人確認情報を消去する仕組みとしている。<br>2. 磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。<br>3. 申請書等については毎日井戸支支取扱機程に基づき保管及び運用を適切に実施している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置         | -  | -  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容              | 平成14年6月10日既往者告示第334号(第一回 本人確認情報の通知及び記載の修正並びに市町村CSにおいて既存在基システムを用いて行なうこと)において既存在基システムを用いて行なうこととしていることをシステム上で担保する。  | 1. 既往者告示及び申請書のレイアウトを、届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。<br>2. 平成14年6月10日既往者告示第334号(第一回 本人確認情報の通知及び記載)等により、市町村CSにおいて既存在基システムを用いて入手することとされている情報以外を入手できないこととし、システム上で担保している。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2<br>リスク4に対する措置の内容                            | ・本人確認情報の入手元を既存在基システムに固定している。   | 送付先情報の入手元を既存在基システムと連動した市町村CSに固定している。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2<br>入手の際の本人確認の担当の内容                          | ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を求め、個人番号の真正性の確認を行う。<br>・通知カード(若狭法律第7条)、個人番号カード(第四第17条)の提示を求める。本人確認を行う。<br>・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるもの提示を求める。<br>・写真入りの官公署兼用の資格証(保育證など)と住基情報との聞取りを行う。  | 送付先情報の入手元は既存在基システムに連動した市町村CSに固定されるため、既存在基システムでの住民異動届の提出の際に、届出の際ににおいて、対面で本人確認書類(個人番号カード、通知カード等)の提示を行なう。代理登録の場合は、代理登録人に代えて個人番号カード等の提示を求める。代理登録本人である上の確認及び責任状況により代理権限を有していることを確認している。   | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2<br>個人番号の真正性確認の措置の内容                         | ・個人番号カード等の提示を求める。個人番号の真正性の確認を行なう。<br>・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際に個人番号カード(若狭法律第7条)と個人番号カード(第四第17条)の提示を求める(不要となるため、送付後速やかに市町村CSから削除する)。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短時間であるこれから、入手から削除の間の正確性を確保するため特段の対策は講じない。  | 1. 個人番号カード等の提示を求める。個人番号の真正性を確認している。<br>2. 出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際に個人番号カード(若狭法律第7条)と個人番号カード(第四第17条)の提示を求める(不要となるため、送付後速やかに市町村CSから削除する)。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短時間であるこれから、入手から削除の間の正確性を確保するため特段の対策は講じない。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容                       | 既存在基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。<br>なお、送付先情報ファイルは、既存在基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で削除される(不要となるため、送付後速やかに市町村CSから削除する)。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短時間であるこれから、入手から削除の間の正確性を確保するため特段の対策は講じない。  | 既存在基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保している。<br>なお、送付先情報ファイルは、既存在基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で削除される(不要となるため、送付後速やかに市町村CSから削除する)。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短時間であるこれから、入手から削除の間の正確性を確保するため特段の対策は講じない。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2<br>リスク4<br>リスク4に対する措置の内容                    | ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に役立てる。<br>・操作者の認証を行う。<br><br>市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション、市町村CS上で管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止対策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの遮断、改ざん、破壊及び盗聴、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのごいこけ等に対して防護性に優れた耐ウイルス装置(通信時の相互互換性及びデータの暗号化による情報の保護を実現する)を内蔵している。(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防いでいる。<br>操作者の認証を行っている。 | 1. 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション、市町村CS上で管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止対策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの遮断、改ざん、破壊及び盗聴、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのごいこけ等に対して防護性に優れた耐ウイルス装置(通信時の相互互換性及びデータの暗号化による情報の保護を実現する)を内蔵している。(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防いでいる。<br>操作者の認証を行っている。 | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2<br>特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置        | -  | -  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>3. 送付先情報の使用<br>リスク2<br>宛名システム等における措置の内容                          | 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。   | 市町村CSと団体内統合宛名システム間の接続は行わない。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>3. 送付先情報の使用<br>リスク2<br>アクセス権限の発効・失効の管理                           | 返却難易と異動した職員等のアクセス権限の失効管理を管理者が一元的に行っている。  | セキュリティ責任者が操作者の範囲及び移動した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効を決定し、アクセス権限の発効又は失効の管理を適切に行っている。  | 事後 | 重要な変更に該当しないため |

|           |  |  |   |                                 |
|-----------|--|--|---|---------------------------------|
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>3. 特定個人情報の使用<br>特定期個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置        | -  | 事後  | 重要な変更に該当しないため                   |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定期個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定期個人情報の提供・移転における他のリスク及びそのリスクに対する措置                            | -  | 事後  | 重要な変更に該当しないため                   |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>5. 特定期個人情報の提供・移転<br>リスク<br>特定期個人情報の提供・移転の記録               | 特定期個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供記録(提出日時、操作者等)をシステム上で管理し保存する。なお、システム上、提出に係る登録を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。   | 特定期個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し保存している。<br>なお、システム上、提出・移転に係る登録を行ったものの提供・移転が認められなかつた場合についても記録を残している。   | 事後<br>重要な変更に該当しないため             |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>5. 特定期個人情報の提供・移転<br>リスク<br>特定期個人情報の提供・移転に関するルール           | ・番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供を行う。<br>・都道府県サービス市町村CSとの連携では相互認証を実施しており、認証できない相手先への情報はなされない。   | 1. 番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行っている。<br>2. 相手先カード管理システムと市町村CSとの連携では相互認証を実施しており、認証できない相手先への提供はなされない。   | 事後<br>重要な変更に該当しないため             |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>5. 特定期個人情報の提供・移転<br>特定期個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | -  | 事後  | 重要な変更に該当しないため                   |
| 令和1年8月31日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>5. 特定期個人情報の提供・移転<br>特定期個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 送付先情報ファイルは、損傷への特定期個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定期個人情報は機構において管理されるため、送付先情報のバックアップは取扱い不得である。   | 送付先情報ファイルは、損傷への特定期個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定期個人情報は機構において管理されるため、送付先情報のバックアップは取扱い不得。   | 事後<br>重要な変更に該当しないため             |
| 令和1年8月31日 | IV その他のリスク対策<br>1. 監査<br>2.自己点検  | 春日井市における措置<br>・評議會の記載内容どおりの運用がなされていることについて、情報セキュリティ自己点検実施要領に基づき、年に1回担当部署内において自己点検を行い、運用状況を確認する。<br><br>中間サーバーブラットフォームにおける措置<br>・運用規則等に基づき、中間サーバーブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。  | 1. 春日井市における措置<br>評議會の記載内容どおりの運用がなされていることについて、情報セキュリティ自己点検実施要領に基づき、年に1回担当部署内において自己点検を行い、運用状況を確認している。<br><br>2. 中間サーバーにおける措置<br>運用規則等に基づき、中間サーバーの運用に携わる職員及び事業者に対して、定期的に自己点検を実施させていている。  | 事後<br>重要な変更に該当しないため             |
| 令和1年8月31日 | IV その他のリスク対策<br>1. 監査<br>2.監査  | 春日井市における措置<br>・引計及び春日井市情報セキュリティポリシーに基づき、内部監査を定期的に行实施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。<br><br>中間サーバーブラットフォームにおける措置<br>・運用規則等に基づき、中間サーバーブラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。  | 1. 春日井市における措置<br>引計及び春日井市情報セキュリティポリシーに基づき、内部監査を定期的に行实施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善している。<br><br>2. 中間サーバーにおける措置<br>運用規則等に基づき、中間サーバーについて、定期的に監査を行っている。   | 事後<br>重要な変更に該当しないため             |
| 令和1年8月31日 | IV その他のリスク対策<br>3. その他のリスク対策   | 中間サーバーブラットフォームにおける措置<br>・中間サーバーブラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等、ITリソースの運用等)を実現するセキュリティリスクの低減及び後方ガードの運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び均一化によるセキュリティリスクの低減等で実装したシステム運用監視を実現する。  | 中間サーバーにおいては、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報処理能力の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び均一化で実装したシステム運用監視を実現している。  | 事後<br>重要な変更に該当しないため             |
|           | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(1)住民基本台帳ファイル<br>4. 特定期個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託契約書中の特定期個人情報ファイルの取扱いに関する規定     | 春日井市基幹系住民情報システムに係る履歴計算値の管理運用及び情報の取扱いに関する事項(以下「システム及び情報の取扱い」という。)に基づき、特定期個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、以下のことを契約書面上に明記している。<br>・データの権限保持に関する事項<br>・データの指目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>・データの権限及び複数の禁止に関する事項<br>・事故発生時の報告義務に関する事項<br>・委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項<br>・その他データ保護に関して必要な事項 | 特定期個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(第4-2-(1)1B)に基づき、特定期個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、次のことを契約書面上に明記している。<br>1. データの権限保持に関する事項<br>2. データの指目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>3. データの権限及び複数の禁止に関する事項<br>4. 事故発生時の報告義務に関する事項<br>5. 委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する規定<br>6. 個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定<br>7. 委託先に対して実地的の監査等を行うことができる規定<br>8. その他データ保護に関して必要な事項 | 事後<br>プライバシーリスクを明らかに軽減する変更であるため |
|           | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(2) 本人確認情報ファイル<br>4. 特定期個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託契約書中の特定期個人情報ファイルの取扱いに関する規定    | システム及び情報の取扱いの要領に基づき、特定期個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、以下のことを契約書面上に明記している。<br>・データの権限保持に関する事項<br>・データの指目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>・データの権限及び複数の禁止に関する事項<br>・事故発生時の報告義務に関する事項<br>・委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項<br>・その他データ保護に関して必要な事項  | 特定期個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(第4-2-(1)1B)に基づき、特定期個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、次のことを契約書面上に明記している。<br>1. データの権限保持に関する事項<br>2. データの指目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>3. データの権限及び複数の禁止に関する事項<br>4. 事故発生時の報告義務に関する事項<br>5. 委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する規定<br>6. 個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定<br>7. 委託先に対して実地的の監査等を行うことができる規定<br>8. その他データ保護に関して必要な事項 | 事後<br>プライバシーリスクを明らかに軽減する変更であるため |
|           | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>(3) 送付先情報ファイル<br>4. 特定期個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託契約書中の特定期個人情報ファイルの取扱いに関する規定     | システム及び情報の取扱いの要領に基づき、特定期個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、以下のことを契約書面上に明記している。<br>・データの権限保持に関する事項<br>・データの指目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>・データの権限及び複数の禁止に関する事項<br>・事故発生時の報告義務に関する事項<br>・委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項<br>・その他データ保護に関して必要な事項  | 特定期個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(第4-2-(1)1B)に基づき、特定期個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、次のことを契約書面上に明記している。<br>1. データの権限保持に関する事項<br>2. データの指目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項<br>3. データの権限及び複数の禁止に関する事項<br>4. 事故発生時の報告義務に関する事項<br>5. 委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する規定<br>6. 個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定<br>7. 委託先に対して実地的の監査等を行うことができる規定<br>8. その他データ保護に関して必要な事項 | 事後<br>プライバシーリスクを明らかに軽減する変更であるため |